

総務市民常任委員会会議録

〔令和 6 年 6 月定例会〕

6 月 14 日開催分

福岡県筑紫野市議会

筑紫野市議会 総務市民常任委員会 審査日程

令和6年6月14日(金)会場:第1委員会室

時 間	案 件		所 管 課	ページ
10:00	議案第36号	筑紫野市子ども医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	国保年金課	3
	議案第44号	令和6年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について	国保年金課	12
	請願第2号	女子差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願	人権政策・男女共同参画課	18
	所管事務調査	本年4月1日「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されたことに伴う市の対応について	人権政策・男女共同参画課	28
	所管事務報告	会議資料のペーパーレス化事業について	総務課	33
	所管事務報告	筑紫野市国土強靱化地域計画について	危機管理課	44
	所管事務調査	災害対策用備品及び備蓄品の配備状況について	危機管理課	48
	所管事務調査	音声読み上げに対応した洪水ハザードマップの普及について	危機管理課	53
	所管事務調査	普通財産について	管財課	56
	所管事務調査	本市庁舎内における弁当販売事業者選定方法について	管財課	59
	所管事務調査	ふれあい広場のイベント等での活用における今後の方針や具体案について	管財課	62
	所管事務報告	カスタマーハラスメントに対する対応指針の概要について	人事課	66
	所管事務報告	筑紫野市地域コミュニティ基本構想、基本計画の見直しについて	コミュニティ推進課	72

令和6年第3回（6月）筑紫野市議会定例会 総務市民常任委員会

○日 時

令和6年6月14日（金）午前10時00分

○場 所

第1委員会室

○出席委員（7名）

委員長 八 尋 一 男
委員 上 村 和 男
委員 山 本 加奈子
委員 赤 司 祥 一

副委員長 白 石 卓 也
委員 高 原 良 視
委員 佐々木 忠 孝

○欠席委員（0名）

○傍聴議員（9名）

議員 西 村 和 子
議員 古 賀 新 悟
議員 吉 村 陽 一
議員 宮 崎 吉 弘
議員 辻 本 美恵子

議員 坂 口 勝 彦
議員 檜 木 孝 一
議員 春 口 茜
議員 段 下 季一郎

○一般傍聴者（2名）

○出席説明員（21名）

企画政策部長 宗 貞 繁 昭
人事担当係長 中 村 淳 二
総務課長 前 田 英 徳
危機管理課長 中 村 昭 治
管財課長 永 利 俊 美
人権政策・男女共同参画課長 谷 典 士
市民生活部長 杉 村 真 子
コミュニティ推進担当係長 梅 本 裕 貴
国保担当係長 宮 下 無 双

人事課長 永 田 貴 也
総務部長 嵯 峨 栄 二
総務担当係長 市 川 勝 也
危機管理担当係長 永 田 新太郎
管財担当係長 橋 本 泰 晴
男女共同参画担当係長 末 吉 裕美子
コミュニティ推進課長 吉 田 浩 隆
国保年金課長 坂 田 浩 章
医療年金担当係長 藤 本 光 信

健康推進課長 毛利 早 希

健康推進課長補佐 山 田 真理子

健康企画担当係長 松 尾 美 琴

○出席事務局職員（3名）

局 長 荒 金 達

課 長 高 木 美智子

主 事 井 形 光 介

開会 午前10時00分

○委員長（八尋一男君） 皆様、おはようございます。それでは、定刻になりましたので、総務市民常任委員会を開催いたします。

傍聴の件をお諮りいたします。9名の議員が傍聴に出席していますので、先に御報告しておきます。

続いて、本常任委員会に一般の市民の方2名より傍聴の申出がっております。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 異議なしと認めます。よって、傍聴の申出を許可することに決しました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時01分

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

皆さんに念のため申し上げますが、会議中、発信のある方は挙手をしていただき、私、委員長から指名を受けた後にマイクのスイッチを押して発言していただきますようお願いいたします。

それでは、お手元に配付しております日程に従い本日の会議を進めます。

なお、本日の委員会閉会后、協議事項として議会だよりに掲載する案件等8件を予定しておりますので、スムーズな進行に御協力くださいますようお願いをいたします。

議題に入ります前に、杉村部長がお見えですので御挨拶をいただいて、併せて出席職員の御紹介をお願いいたします。

部長。

○市民生活部長（杉村真子君） 委員の皆様、おはようございます。市民生活部の杉村です。

市民生活部所管で本委員会に提案いたしますのは、国保年金課所管の議案第36号、44号の2件でございます。改めてコミュニティ推進課が所管事務報告を後ほどさせていただきます

ます。

それでは、議案第36号の出席職員が自己紹介をいたします。

○国保年金課長（坂田浩章君） 国保年金課長の坂田と申します。よろしくお願いいたします。

○医療年金担当係長（藤本光信君） おはようございます。国保年金課医療年金担当係長をしております藤本と申します。よろしくお願いいたします。

○国保担当係長（宮下無双君） 国保担当係長、宮下です。よろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） よろしくお願ひします。

それでは、議案第36号、筑紫野市子ども医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

坂田課長。

○国保年金課長（坂田浩章君） 筑紫野市子ども医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきまして御説明させていただきます。

議案書27ページから29ページ、提案内容補足説明書42ページから48ページとなります。

なお、当日配付となり大変恐縮ではございますが、子ども医療費等の変更内容について（概要）という、こちらのA4、1枚の資料の配付をさせていただいております。今回の議案につきましては、条例改正でございますので、基本的に提案内容補足説明書及び新旧対照表により改正内容の御説明をいたしますが、制度がどのように拡充されているのか分かりやすい資料となっておりますので、併せて御参照いただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、提案内容補足説明書42ページを御覧ください。

今回の条例改正につきましては、子どもの健康保持、子育て家庭の経済的負担軽減を目的としまして、令和6年10月より3歳児から中学生までの子ども医療費の助成内容の拡充を図るため、関係条例の一部を改正するものでございます。

対象条例としましては、筑紫野市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正と併せ、整合性を確保するため、筑紫野市重度障がい者医療費の支給に関する条例、筑紫野市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例につきましても同様の改正を行います。合わせて3本の改正を行うということになっております。

43ページの新旧対照表を御覧ください。

まず、筑紫野市子ども医療費の支給に関する条例の改正点でございます。

子ども医療費の支給、第4条になります。今回の助成内容の拡充によりまして、子ども医療費につきましては小学生までの児童については入院、外来ともに無料、中学生については入院を無料、外来の自己負担限度額を医療機関ごとに月額1,200円までとしておりますので、その内容に沿うように改正を行っております。

新旧対照表の新的下線部分を御覧ください。第2条第2項イに掲げる児童、これは中学生を指しております。中学生の当該医療費のうち、入院以外のものについては、医療機関ごとに1月につき1,200円は支給しないとする事で、外来の自己負担限度額を月額1,200円までとする規定に改めます。あわせて、小学生までの入院、外来ともに無料となるため、それぞれの区分による自己負担限度額を示しておりました従来の表は削除いたします。

次に、45ページを御覧ください。

こちらは、筑紫野市重度障がい者医療費の支給に関する条例の改正点でございます。

重度障がい者医療費の支給、第4条になります。新旧対照表、新的下線部分を御覧ください。第4条第1項第1号については、入院の場合の自己負担限度額を規定しておりますので、15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるものを除くとする事で、子ども医療費と同様に中学生まで無料とする規定に改めております。

また、第2号については、外来における自己負担限度額の規定ですが、ただし書において、12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるものを除くとする事で、子ども医療費と同様に小学生までを無料とする規定に改めております。

次に、47ページを御覧ください。

こちらは筑紫野市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の改正点でございます。

ひとり親家庭等医療費の支給、第4条になります。新旧対照表、新的下線部分を御覧ください。こちら先ほどの重度障がい者医療費と同様の改正を行う事で、子ども医療費との整合性を確保する内容に改めさせていただいております。

以上が改正の内容となります。

なお、実際の医療証の交付についてですが、今回の助成内容の拡充によりまして中学生の外来についての自己負担限度額が月額1,200円となる一方、従来より重度障がい者医療費については月額500円、ひとり親家庭等医療費につきましては月額800円と、より負担の軽い限度額設定となっております。したがって、それらに該当する児童につきましてはそれぞれ重度障がいまたはひとり親家庭等の医療証のみを交付することで、窓口で不利益を被らないように配慮いたします。

説明は以上となります。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（八尋一男君）　ありがとうございました。

ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑の方はありませんか。

高原委員。

○委員（高原良視君）　子ども医療費の無料という大きく打ち出すためには、この1,200円、800円、500円、何でこれを皆さんから頂かないかなど。幾らになるんですかね。1,200円、800円、500円、年間幾らになりますか。

○委員長（八尋一男君）　課長。

○国保年金課長（坂田浩章君）　こちらでお示ししております限度額といいますのは月額
の限度額ということになりますので、それぞれ限度額掛ける年間でいいますと12か月分と
いうことで、通院の頻度にもよるかと思いますが、それだけの自己負担額が発生するとい
うことで認識をしております。

○委員長（八尋一男君）　高原委員。

○委員（高原良視君）　聞いていることが違いますよ。年総額が幾らになるんですかと。
筑紫野市が幾ら出せばこの分が全体的に無料になるんですかということを聞いているん
です。

○委員長（八尋一男君）　課長。

○国保年金課長（坂田浩章君）　基本的な考え方といたしまして、県の基準を上回る拡充
を行った場合、その部分については市の財源で賄うという前提がございます。今回の拡充
は中学生までという形で規定をさせていただいておりますけれども、そちらで申し上げま
すと、年間で7,200万円ほどの新たな財源の捻出を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君）　高原委員。

○委員（高原良視君）　年間7,200万、この筑紫野市は全部無料にしたよというアピール
というのがね。何かアピールしようと思えばそういうものが7,200万で、別にもうちょっ
と頑張ればできるんじゃないかなど。何も国から、県からこれを全部無料にしたからとい
ってペナルティーがあるわけなし、何でそういう部分で担当部署として。今回はこのよ
うに今年度はしますということですが、次から、来年度からは筑紫野市として全体で無償
にしますよというような提案とか、担当部署の中から市長のほうにそのような声を上げて
いってもアピール材料になるんじゃないですか。

○委員長（八尋一男君） 部長。

○市民生活部長（杉村真子君） 御意見ありがとうございます。担当部長として、筑紫地区の動向をしっかりと注視しながら、適切に精査をしまいたいと思っております。ありがとうございます。

○委員長（八尋一男君） 私から一言言いますと、市長が提言されております日本一住みやすい筑紫野市と言われとるのであれば、そういうことは高原委員が言われたようなことでしっかりと受け止めていただきたいなというふうに思います。

ほかにありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 条例の部分ではないかもしれませんが、子どもは結構夜間に急変したりすることがあります。例えば夜間の小児救急とかの場合にも、この条例の内容の分は適用されるのかお尋ねします。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○国保年金課長（坂田浩章君） ただいまの御質問ですが、外来の受診の時間を問わず、基本的にはこの月額の限度額で運用していくという形になっております。

○委員長（八尋一男君） いいですか。山本委員。

○委員（山本加奈子君） 例えば夜間の救急で行きましたというときも、無料のところは無料になるというふうに考えていいですか。1回何かお金がかかったということを聞いたことがあるものですからお尋ねしました。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○国保年金課長（坂田浩章君） そうですね。基本的に小学生までは外来であろうと入院であろうと無料という形で対処いたしますので。あと、中学生が一部通院のみ1,200円が月額限度額ですよというのが今回の拡充内容となっております。

○委員長（八尋一男君） 上村委員。

○委員（上村和男君） 子ども医療費とかひとり親医療費とか障がい者医療費は、それぞれに目的があってこういうものをこれまでやってきていたと思いますが、無料にすることで、これを一緒くたにして、負担のところだけ1,200円、800円、500円と定めた理由は何ですか。いや、訳があるでしょうから。いっそ無料にしてしまうなら、高原さんが言われたように全部無料にすれば、障がい者もひとり親も子ども医療費無料で全部カバーしますという話で説明は終わるんですが、何か1,200円、800円、500円となつとるけん、その理

由は何かとお尋ねをしているんです。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○国保年金課長（坂田浩章君） 今回、確かに中学生まで全て外来、通院含めて無料という形であれば非常に分かりやすいかとは思いますが、今回の拡充内容としましては、子ども医療費につきましては、中学生の通院に関しては上限、自己負担限度額を1,200円とさせていただいております。ただ、従来のひとり親医療、障がい者医療につきましては、それぞれそれを下回る限度額の設定がもともとありましたので、そこにつきましてはそれをそのまま適用するという形になります。ですので、医療機関の窓口で提示されます医療証につきましては、ひとり親家庭のお子様であればひとり親家庭の医療証をお使いいただくという形にします。これも併せて子ども医療証を交付して子ども医療証のほうを提示されますと、月額限度額1,200円ということで医療機関の窓口が理解をされますので、そういった混同を避ける意味で、子ども医療、ひとり親医療、障がい者医療につきましては医療証レベルですみ分けをさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） 上村委員。

○委員（上村和男君） 私が聞いたことに答えてないですね。自分で答えながらそう思わなかったですか。何で500円、800円、1,200円としたかと、その理由を聞いているわけですよ。もともとこれが低かったので500円をそのまま据え置きましたというと、それは何でねというね。じゃあ障がい者医療については特別の何かがあるんですか、ないんですか。ひとり親医療費については何かこの800円にした理由があるんですか、子ども医療にしましては1,200円にしたその理由があるんですかと聞きよるわけですよ。

どうせ無料化するなら分かりやすくというよりか、普通だったらそういうのを全部無料にしていれば分かりやすいなと思っているんですけど、分かりにくいので聞いているんですよ、これはなぜかと。もともとみんなそれぞれの医療証があつて別に扱っていたなら、ここで無料にするとは言えないので、言わなければいいじゃないかというね。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○国保年金課長（坂田浩章君） すみません、お答えですけれども、そもそもこの子ども医療費の拡充の検討をする中で、筑紫地区での協議を経た上で決めさせていただいております。この問題になっております中学生の外来自己負担額1,200円という基準でございますけれども、春日市が高校生までを全て両方とも無償化するという方針を打ち出しまして、

それを受けて筑紫地区内でも協議を進めてきたところでございますけれども、その協議の中で、どこで統一見解を定めるかということで事務局の中で検討する案を幾つか出したわけですが、その中で那珂川市が従来から中学生の外来負担限度額を1,200円というラインをもともと持っておりましたので、今回の拡充につきましては、大野城市、それから本市が那珂川市の基準に合わせるという形で、外来の負担限度額1,200円と統一をさせていただいた経緯がございます。

そういうことで外来負担限度額1,200円ということで改めましたけれども、それ以外の小学生までの無料というのも併せて行っておりますので、ひとり親医療証、障がい者医療証、ここには同じく条例にそごが出ないようにそれぞれ改正をする必要がございましたので、今回3本併せて改正をさせていただいているところでございます。

○委員長（八尋一男君） 上村委員。

○委員（上村和男君） 何か要するに、筑紫郡でみんな一致させるために無理やりこうしましたと言っているような話なんですよ、今のは。協議をしました、こうだったので一致したので合わせましたという。筑紫野市が、ここはこういうことだから、こういう目的があったものですから、こういうふうに今度の改正の中で議論をして、こういうふうにしましたという話が出てこないんですよ。よそに合わせましたと言っているわけだから。何で合わせる必要があるのかと、筑紫野市がどういう判断に立っているのかとさっきから聞いているわけですよ、私は。

だから、あなたたちが合わせる必要があるというときは、それは先々全体としてこういうふうに進んでいこうという流れの中で、差し当たってこういうふうにしようということが協議の中でありましたというなら、まだ私もこれ以上は聞かないですけど、それがないで何か合わせましたというと、筑紫野市は何も決めなかったんじゃないかと。平井市長は何も言わなかったんですかというね。言わなかったんですかと聞きたくなるでしょう。これについては何も言わなかったんですかと。議会でこういうことを聞かれるとは思わなかったですか。普通このようにあれば、何でだろうかと最初から聞かれて。私は、それぞれの医療についてそれぞれ特徴があり役目があってここまで来ているんだから、そういうことを考えれば、なぜこうしたかというのを聞いているわけですから。これを推進すると言って提案している平井市長は何か言ったかと。あなたたちにこう説明してくださいねと言ったか、あなたたちがこういうふうの説明しますのでよろしくと言っているのか。よそがこのようにしとるけんがそこに合わせましたという説明で終わるんですか。

○委員長（八尋一男君） 部長。

○市民生活部長（杉村真子君） 本来であれば子育て支援の観点から、春日市さんも18歳まで無料ということで打ち出しをしてありましたので、統一してしていくことが望ましいとは考えますが、どうしても財政的負担が生じることもございますので、今回は中学生まで入院について無料ということで拡充をさせていただいた次第でございます。御理解いただければと思います。

○委員長（八尋一男君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） すみません、ちょっと分からないんですけど、この45ページの重度障がい者のところで、入院は全部無料になるはずなんですけど、この入院の場合1日につき500円とし、1月につき1万円というのがそのまま残っていて、次の47ページもひとり親のところが入院の場合というのがあるんですけど、これ入院全部無料になるんじゃないかと思うんですが、ここは残すんですか。新のほうですね。

○国保年金課長（坂田浩章君） ちょっとお待ちください。

○委員長（八尋一男君） しばらく休憩します。

—————・—————・—————
休憩 午前10時22分

再開 午前10時23分
—————・—————・—————

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

坂田課長。

○国保年金課長（坂田浩章君） 重度障がい者医療費の部分とひとり親家庭等医療費の部分の、入院の項目のところの文言を御指摘いただいているかと思います。

ここにつきましては、重度障がい者医療でいきますと、（１）入院の場合、1日につき500円とし、1月につき1万円で、括弧で、15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者を除くという、今回除くとさせていただいておりますので、自己負担はないと、無料と。15歳に達する日以降の3月31日までのお子さんというのは中学生までということになりますので、中学生については入院は無料という読み方になります。

次の47ページのひとり親家庭等医療費、ここも同じですね。ただし書以降に15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間の者を除くと、除くとしておりますので、無料という解釈になってまいります。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） いいですか。

○委員（山本加奈子君） はい。

○委員長（八尋一男君） ほかにございませんか。はい。

○委員（佐々木忠孝君） すみません、先ほどの無償の話の再確認ですけれども、夜間外来で医療費と別に今プラス夜間外来料金で7,000円と言っところがあって、私がちょっと救急搬送で行ったんですけど、そのときに前提で7,000円取りますと、医療費以外に。それで、緊急で来られた方が二人おられて、一人は帰られたんですね。7,000円は払えないからといって帰られて、一人は診て、私は当然診てもらったんですけど。そういった夜間外来で特別にお金を7,000円とか今取っている病院というところのそういうものも無償化されるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○国保年金課長（坂田浩章君）

○委員（佐々木忠孝君） 分かりました。ありがとうございました。

○委員長（八尋一男君） いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） それでは、ほかに質問ないので質疑を打ち切ります。
ただいまから討論を行います。

議案第36号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第36号、筑紫野市子ども医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての件を、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

次に、健康推進課の入室を求めていますので、しばらく休憩をいたします。

_____ . _____ . _____

休憩 午前10時25分

再開 午前10時27分

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

続きまして、議案第44号、令和6年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

本件について、執行部から説明をお願いします。

部長。

○市民生活部長（杉村真子君） 職員が入れ替わりしましたので、改めて入りました職員が自己紹介をいたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） そうですね、お願いします。

○健康推進課長（毛利早希君） 健康福祉部健康推進課の毛利と申します。よろしくお願いいたします。

○健康推進課長補佐（山田真理子君） 健康推進課長補佐兼健康推進担当係長の山田と申します。よろしくお願いいたします。

○健康企画担当係長（松尾美琴君） 健康推進課健康企画担当係長の松尾と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） それでは、説明をお願いします。

課長。

○国保年金課長（坂田浩章君） 令和6年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明をさせていただきます。

議案書は44ページから46ページ、別途説明資料を提出させていただいております。

今回の補正内容につきましては、債務負担行為のみとなります。

別途配付しております、委員会説明資料のほうを御覧ください。まず、予約受付業務委託の導入について御説明いたします。

集団健診日程、受付件数、受付項目等につきましては、資料のとおりとなっております。

○委員長（八尋一男君） 課長、ちょっと待って。

すみません、よろしくお願いします。

○国保年金課長（坂田浩章君） 予約受付業務委託の導入について御説明をさせていただきます。

集団健診日程、受付件数、受付項目等につきましては、そちらの資料のとおりでございます。

現状、集団健診申込受付につきましては、申込はがき及び市ホームページでの申込受付としており、予約決定日の通知に1週間から10日、予約時間の通知が予約日の1週間前と、決定までの日数を要しております。今回業務委託により、電話及びインターネットでの申込方法の拡充と即時予約を可能といたします。空いている日程からの予約日、予約時間の選択や即時の予約確定、受診可能な検査項目の表示や再確認メールの送信など、利便性の向上を図る内容とする予定でございます。

次に、特定保健指導業務委託の導入について御説明いたします。

概要でございますが、40歳から74歳までの国保加入者を対象としまして、健診会場において健診結果の説明、改善のためのアドバイス、健診結果個別説明会の案内を保健師、管理栄養士といった有資格者により対面で実施をいたします。現状、人手不足を常勤の正規職員や会計年度任用職員で補っておりますが、業務委託により受託業者が人材確保と初回面談、面接を行うことで、常勤職員による継続支援や重度化予防の充実に寄与するものと考えております。

委員会説明資料の裏面のほうを御覧ください。

裏面の内容になります。今回の業務委託につきましては、委託内容を勘案し公募型プロポーザル方式による業者選定を予定しております。事業の実施につきましては令和7年度から3年間となりますが、ネット予約システム構築に要する期間、周知期間などを考慮しまして、今回6月定例会における債務負担行為の提出とさせていただいているところでございます。

最後に、債務負担行為額についてでございます。

令和7年度からの集団健診業務委託のうち、一般・基本健診、がん検診分につきましては一般会計にて、特定健診分については本国保特会において予算計上予定となっております。今回提出しました負担行為額のうち、予約受付業務相当分につきましてはそれぞれの世帯数にて案分した額を計上させていただいているところです。

説明は以上となります。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありますか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 説明ありがとうございます。

今、令和6年度の特別会計の予算の分なんですけども、この特定健診の審査資料は4,114万2,000円で計上されているんですよね、国保の特別会計。今回、令和7年に債務負担で集団健診の業務委託が3,694万円になっています。この今の6年度の予算の中には集団健診も入っていると思っていいんですか。それとも、例えば今の段階でプラスになるのか、お金の仕組みがちょっと分かりにくかったのでお尋ねしたいんですが。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○国保年金課長（坂田浩章君） こちらの資料の表は、それぞれ7年度、8年度、9年度に係る分で計上しておりますので、6年度該当分は含まれておりません。

○委員長（八尋一男君） もう一度聞きますか。山本委員。

○委員（山本加奈子君） すみません、令和6年度の分というのは、結局この今4,114万2,000円なんですよ、特定健診の予算が。この中の委託料というのが3,715万9,000円で予算が上がっていきまして、この中には集団健診の分は入っている。何が言いたいかというと、集団健診の分でどれぐらい今回、人件費とかもあると思うので予算がどれぐらい上がっているのかを見たかったですけど。すみません、説明が下手で。

○委員長（八尋一男君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時36分

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

毛利課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 御質問のように上乘せになるわけではございませんで、今、集団健診業務で3,700万余り計上してあるものが、今度は新しく、例えば令和7年度に予算を計上するときに3,694万円に全体としてなるということでございます。金額は下がっております。新しい内容が含まれて下がっておりますけれども、委託の内容等、受診人数等、かなり精査をしまして、これだけの見積りでやっていけるというところで見込んで計上させていただいているものでございます。

○委員長（八尋一男君） よろしいですか。

○委員（山本加奈子君） ありがとうございます。何かそうなるのかなと思ったら下がっ

ているから、新しい業務が入るのに下がるのはなぜだろうと思ったので、すみません、言い方下手でしたけど御回答ありがとうございました。

○委員長（八尋一男君） ほかにありますか。

上村委員。

○委員（上村和男君） 昨日話を聞いたときは、市民の人たちの利便性のようなことが強調されていまして、なるほどと思ったんですが、所管のところですからもう少し詳しく聞きます。今これ、委託しないとして実際やっている業務はどういうふうになされているのかね。その中で申し込んでくる市民の人たちが、もうちょっと待ってくださいとか、後でまたはがきを送りますとかいう、そういう中で市民の人たちが、そんなに待たなければいけないのという。いつ頃とか聞いても、まだ分かりませんと言わなければいけないので、そういう利便性を確保するので、こういうふうにする。じゃあ今はどうやってやっていたのというね。

相当大変だったのかなというふうに思って、所管課はその実情は話せるでしょうから。昨日はそこまで聞けなかったんですね。どれぐらい大変なの、職員でやればいいんじゃないのという。金がある、ないとさっきも言いよったけん、金がないぐらいなら自分たちでやれよという話だってできるので。ただ、市民の方たちにとってよくなるのでというお話があるので、それは大切なことですねとなりるので、どれぐらい大変なのかというのを。あなたたちが直接やっているわけじゃないから分かりませんか。何か漏れ聞こえてきているところだけでも。

昨日は少しその端々はお話しになって、現場は大変なんですよという。あなたたちより後ろにいる人の、その後ろでやりよる人たちが大変なんだろうと思うので、どれぐらい大変かというのを漏れ聞こえてきていけば。あるいは、窓口で市民の人が押しかけてきて、使えなかったんじゃ嫌ばいと言う人たちが必ずいるんですよとか、そういう話も少ししてもらってこういうことをやる意味が出てくるので、そういう説明をちょこっと加えてくれませんか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 今現在の予約申込みの受付の事務について、少し御説明をさせていただきたいと思います。

今、申込みについては、健康づくりパンフレットにとじ込みの申込みはがき、またはホームページの予約申込フォームからのお申込みをいただいております。ここでは第3希望

までの日にちを選んでいただいてお申込みをいただくことになっております。そのはがきが届きましたら、そのはがきを全て職員で内容を確認しまして、お申込み第3希望までの日にちをそれぞれの日程に入れ込むと。それぞれの日程で定員がございますので、定員に達するまで先着順で入れ込んでいきまして、御希望の日にちに添えない場合はまたその次の日程に入れ込んでという作業を全てしまして、それから決定通知はがきで、お申込みの方にこの日にちに決定しましたというのをお返しいたします。それまでお申込みいただいってから1週間から10日程度までの日数を要しておりますので、お申込みいただいた方にとっても、いつになったのかというのがなかなか分からないという御不便をおかけしておりました。

またさらに、予約日の1週間前までに、それぞれの方の予約時間がいつになりましたと、例えば10時半になりました、11時半になりましたというものをお送りしております。ですのでその予約時間の割当てについても職員が全て一から行っております。市民の方にとりましても予約時間がいつになるかというのがなかなか分からないということで御不便をおかけしておりましたので、今回こういったところで改善をさせていただきたいと思っておりますのでございます。

○委員（上村和男君） 賛成。

○委員長（八尋一男君） よろしいですか。ほかにありますか。

高原委員。

○委員（高原良視君） 私は少し、検診の項目について、自分の経験も踏まえましてお話しさせていただきたいと思うんですが、特にがん検診とかいう分、大腸というのはこの検査多分便の採取でしょう。私もずっと、もう20年ぐらい前、大腸のがんにかかりました。そのときに病院に入院しとって先生から、「あなたはもう10年たっています」と言われました。「その前に私はずっと便の検査していますよ」と言ったら、先生は「便で分かるものかい」と。これ先生がはっきり言われた、「便では分かりません」ということ言われました。

確かに、大腸の検査、病院行って検査すると料金もかかりますが、やはりこの分で大腸検査であれば。昨日私たちの議会の中でも胃の検査のバリウム飲んで、手がいつか分からんごとぐるんぐるん回されて、そして後は後で苦しんで、そして何かちょっと分からなかったらまた次っていうのはがきが来るとかね。だからこういう項目の分、私は子宮がんとか乳がんとかそういうのは分かりませんが、前立腺もまだ内容的にどういう検査される

のか私も知りません。でも、そういうものを市民の方が希望されたら、そちらのほうでも、そういうものでもいいんですよというものにできないんですかね。

分からない、便を持っていったって。先生ははっきり言われたもん。私、がんセンター行きました。もう先生がはっきり「便で分かるもんかい」と。それを、料金の関係があるでしょうから、そのままずっとする。だから希望されたら、この項目全部、がんの分で6項目ありますが、いろんな問題点があると思うけど、それを希望される人がおれば、そういうものに柔軟な対応されないのか。久留米は病院がいっぱいあるから、ずっと市指定のどうのこうのと書いてありますよね。あれはもう市が取り組んでありますから、筑紫野市はそれと同じような取組はなかなかできないというものもあるでしょうが、そういうものを含めて何か検討という。今回はそうでしょうが、もう少し具体的に市民の方の本当の病気を救う意味で。そうしたら後の医療費が少なくていいでしょう、それが目的でしょう、これの。そういうものは、ここで返答を求めたいのは、もう少し担当職場の中で検討してただけかなというのが私の意見です。よろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） 一言何かないですか。

○委員（上村和男君） 今後研究してまいりますぐらい言わんとな、他市の状況を研究して。まあ独り言でした。

○委員（高原良視君） だって次にはどんな研究しとるか聞きますもんね。

○委員（上村和男君） 次にどうなったかとな。せんかったというようなことよな。いや、そうだけど改善していくように努力しますと言わないと、便を持っていってもがんは分からんと言われたけんと。

○委員（高原良視君） だから市役所の分も、昔は1回だったのが今2回になっとるでしょう。私言いました、すぐ報告しました。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 基本的には、今現在の検査項目につきましては国の指針に基づきしているものではございますけれども、それにプラスして市民の方に検査を受けていただくという視点も、議員おっしゃるとおり大切なことだと存じますので、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第44号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第44号、令和6年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についての件を、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

部門入替えのためしばらく休憩をいたします。ほぼ1時間たちましたので、11時から再開したいと思います。

—————・—————・—————
休憩 午前10時47分

再開 午前10時59分
—————・—————・—————

○委員長（八尋一男君） 少し時間前ですが、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、請願第2号、女子差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願の件を議題といたします。

本請願は、辻本議員、西村議員、原口議員、そして本委員会の委員である山本議員が紹介議員となり、今定例会に提出したのですが、先般の本会議において辻本議員から請願の趣旨が説明をされました。今日は、紹介議員である辻本議員、また執行部より嵯峨部長、谷課長、末吉係長の出席を得ております。お忙しいところ本当にありがとうございます。

それでは審査に入ります。

本請願の内容について、紹介議員である辻本議員の補足説明を求めます。

辻本議員。

○議員（辻本美恵子君） おはようございます。紹介議員4人いますが、代表して辻本から、本会議での上程に当たり説明させていただきましたが、重ねて説明させていただきます。

女子差別撤廃条約は、女性一人一人があらゆる形態の差別を受けない権利と人として平等である権利を保障するものとして1979年に国連で採択され、日本は1985年に批准しております。この女子差別撤廃条約は、女性一人一人の権利を保障していますが、保障する義務を負っているのは条約の締約国で、定期報告書を国連事務総長に提出し、女子差別撤廃委員会が各国政府を招いて報告書の審議を行い、総括所見を出して締約国の課題を勧告するというサイクルで、締約国の条約履行を見ております。

一方、女子差別撤廃条約選択議定書は、女子差別撤廃条約で保障された権利が侵害された場合、この女子差別撤廃委員会に対して通報できる通報制度と調査を依頼する調査制度を定めています。そしてこの通報制度と調査制度を利用するためには、選択議定書を批准することが必要となっております。条約を批准した国が条約を通して個人の権利の保障を実現しているかどうか、女子差別撤廃委員会が構造的または体系的な変革を指摘することで、例えば法律の整備や法律の改正、制度の見直しやジェンダー平等政策に生かすことにもつながっております。

女子差別撤廃条約は、教育における差別、雇用における差別、経済的差別、政治的活動における平等、国籍に関する平等など、公的生活、私的生活、社会生活など広範囲に存在する女性に対する差別の撤廃を目指すものであり、選択議定書は条約の実効性を高めるために定められたものとして、性差別をなくしジェンダー平等社会を実現するために不可欠な両輪と言えるものです。

今、NHKの朝ドラ「虎に翼」を見ていて共感することが多いと思っております。あの頃から今までどれほど多くの人たちが道を切り開いてきたのか、感謝したいところです。私たちは今いるところから少しでも歩きやすい、次の世代が自分たちの未来に希望を持てるような社会につながるような、新たな道筋をつくりたいと思っております。

請願は、女子差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書を、国会並びに国の関係機関に提出していただきたいと願うものです。御審議よろしく願いいたします。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

ただいま辻本議員から説明がございましたが、質疑のある方はありますか。

上村委員。

○委員（上村和男君） いろいろ話題になっているというのは、朝の連ドラで話題になっているだけではなくて、国際社会でも問題になっているか話題になっている。日本はとも立ち後れているというふうに指摘をされていますので、本当に真剣に取り組まないとい

けないのではないかというのが、この請願が出て審査に当たる上で心に決めていることであります。

その上でお尋ねいたしますが、この議定書というものが採択をされ、国が受け入れると認めるとのことになると、国民生活とか市民生活にどういう影響が出るのであろうかと。財界は最近、名前を自由に選択制にしたらどうかと提言するほどに、財界のほうが進んだことを何か言い始めたなど、財界はグローバル化した中で立ち後れを実感しているのかなというふうに思っていますので、市民生活や国民生活のさなかにいる地方議員、地方議会がこういう請願を本当に真摯に受け止めて、党派を超えて議論をし、採択をしていくことの意味は大きいというふうに思っていますので、ぜひ先ほどお聞きした市民生活、国民生活にどういう影響が出るか、あるいは、いいことにつながるというふうにお考えかお答え願いたいと思います。

○委員長（八尋一男君） 辻本議員。

○議員（辻本美恵子君） 少し長くなるかもしれませんが、採択されるとどう変わるのかということについてです。まず、本体の女子差別撤廃条約を批准するときに日本国が行ったことは、まず国籍法の改正です。これは女子差別撤廃条約の第9条の2項に関わるもので、国際結婚で生まれた子どもが日本国籍を取得できるのは、父が日本国籍の場合に限られていた。条約の第9条2項には、子どもに国籍が与えられる際の男女平等の権利というものがあるが定められていまして、それに違反していたため、1984年国籍法を改正し、1985年5月から、母が日本人の場合も日本国籍を取得できるようになったということが一つあります。

二つ目に、家庭科の男女共修。これは第10条にある教育における男女平等というものに反することから、日本の高校では男子は技術家庭、女子は家庭科ということで分けられておりましたが、1989年に学習指導要領が改正されて、1994年4月から選択して行える家庭科の一般、生活一般、生活技術というところで、男女それぞれが選べるという形になりました。

三つ目が男女雇用機会均等法。これは第11条に、雇用における男女平等の規定に反しているため、1985年5月に均等法が制定され、1986年に施行されました。

このように、三つの国内法を変えたところで初めて、女子差別撤廃条約を批准することができるようになりました。

改めて今回の選択議定書についてですが、例えば選択議定書の中は、先ほども申し上げ

ましたが公的生活に関する権利、例えば公的な生活の政治分野における男女格差の是正というところでは、アファーマティブ・アクション、これは格差是正のための措置というふうに言われておりますが、国際的にはパリテ法であるとかクオータ制など、男女が同数になるような措置を講じているところもあります。

それから、社会生活に関する権利のところでは、特に雇用の分野での男女格差が非常に広がっているというところで、先日新聞にも発表されておりましたが23年度厚労省の基本統計によると、フルタイムの男性の給与の平均が月額35万900円、女性は26万2,600円で約74.8%にとどまっているという報道でした。この原因としては管理職登用に女性が少ないことと、勤務時間が少ないことによる格差になってきているわけですが、このなぜ差が出てくるかというところが今社会に言われている男女格差の原因だと。管理職登用がなかなか進まないからお給料が上がっていかない、あるいは、総合職になっても男性と同様のお給料をもらうことができないというところでの格差になっていると思っています。

こういうことで、選択議定書でどのような目的を達することができるか。例えば労働問題があるとして、日本における裁判では判決までに長い年月が費やされることが多く、裁判の迅速化を図るための制度改革が求められるということが考えられます。

また、条約の規定が国内裁判で言及された事例を示されたい、これは国連の女子差別撤廃委員会のほうから指摘されていることですが、議定書を批准することで、これまで要請、勧告されてきたことが国内裁判に反映されることになると考えられる、あるいは、反映されなかったとしても、通報制度、調査制度などがあることで、国連に対して調査、通報を申し出ることができる、そのことでその後の動きが変わってくることが考えられます。

総括的に言えば、女子差別撤廃条約が目的とする女性に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としておりますので、議定書がそれをさらに補強して、簡単には進まないことも議定書を使う、個人通報あるいは調査を進めることで国際的な基準で物事が判断されるようになることが考えられます。

もう一つ、地方にどのような影響がということで考えると、多くが日本の国内の男女共同参画基本法に基づいて、日本の、筑紫野市の条例など、あるいは制度などが設計されているということを考えると、大きなもとが変わることによって地方自治体にも影響があるかな。それは女性だけに限らず、男女が生きやすい社会、男女平等社会を目指すことは、女性差別の解消だけでなく、性別による役割分担意識の解消や長時間労働の抑圧などの働き方の見直しにもつながることで、男性にとってもワーク・ライフ・バランスの取れた社

会になると考えられます。

特に女性、なぜ女性、女子差別というところで取り組むかというところ、この間、特にこの二、三年のコロナ禍の影響は社会の各層、各分野にまたがっていますが、例えば雇用について見ると、コロナでの影響の現象の多くが女性に偏っていた、また、非正規労働者での現象の影響が大きいというところでは女性の格差をまずなくしていくことが大事なところだと思います。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

ほかに。

高原委員。

○委員（高原良視君） 今言われました189か国中115か国がしていると。何でこう日本がこんなに遅れておるのか、よその国から、世界の中で遅れておるかという原因は何と考えておられるのか。

それからもう1点、じゃあもしこれが批准された場合に、市の条例とかそういうものの中にどういう部分が出てくるのか。

そういうものを併せて、簡単でいいですので簡潔に説明お願いいたします。

○委員長（八尋一男君） 市の条例の分は、執行部から。

○委員（高原良視君） いやいや、それは提案者のほうから。市はもう聞きよるだけだから。

○委員長（八尋一男君） 提案者のほうから。

○議員（辻本美恵子君） では簡単に。

日本が遅れている、確かに189か国のうちの115か国がもう既に批准している中で、日本はどうしてか。これはもう20年前からですね、1999年、この選択議定書が批准されたときから、先進国の中の日本というところでは、この女子差別撤廃委員会から勧告を受けております。この勧告というのは、3年に1回必ず日本国政府に対して国連から質問状が来ております。それに対して日本国が答えることをまたこの委員会の中で審査して、これはさらに強く言わなければならないというところで勧告してある、その一つの項目の中に、早期の批准をしてくださいということが言われています。

日本が遅れている原因は何かということはなかなか計り知れないところがありますが、やはり司法に関する部分が非常に多い。この選択議定書を取り入れることで、日本の法制度をかなり変えないといけない。冒頭申し上げましたように、選択議定書じゃなくて本体

の女子差別撤廃条約を批准するに当たっても三つの法律を変えたように、選択議定書を批准した場合、早速法律を変えないといけないことが幾つかあるというところでなかなか司法の分野での賛同が得られなくて、もう二十数年経過したというふうに承知しております。

市の条例についてですが、例えば筑紫野市には男女共同参画推進条例があります。この問題に関する条例としてはこれが一つかなと思っておりますが、さらにほかの部分での条例、条例というよりは施策の中に、例えば離婚した子どもの養育費を誰が負担するかとか、離婚した夫からもらえるようなことを進める、こういうところも条約の中にちゃんと規定されていますので、それに基づいた判断としては市の条例をそれに合わせるような形でしなければならなくなるかな。今、一つ思ったのはそれですね。国際的な基準に合わせることで、国もそうだけれども市も必要になってくるということです。

○委員長（八尋一男君） 高原委員。

○委員（高原良視君） 憲法改正ということですかね、極端な言い方したら。一部分の憲法改正かな、今言っているのは。

それともう一つ、子どもの養育費の問題は今度改正の中で出ていますよね、親権の問題と併せて養育費の問題がね。

今日それだけちょっとお聞きしたかった。以上です。

○委員長（八尋一男君） ほかにありますか。

赤司委員。

○委員（赤司祥一君） この批准することで、個人の通報制度、女子差別撤廃委員会——CEDAWというんですかね、というところに対して通報できる道が開かれるということなんですけど、既に批准している国は具体的に、通報できるようになったことでどれぐらいこれが本当に使われているのか、その通報の件数まではちょっと分からないかもしれないですけど。もしくは実際に通報制度を使ったことで何かこういうふうに変ったみたいな具体的な事例があれば教えていただきたいなと思います。

○委員長（八尋一男君） 辻本議員。

○議員（辻本美恵子君） これは女子差別撤廃条約と選択議定書の解説書ですけれども、その中に調査の事例として挙げられているのは、調査がなかなかセンシティブな部分があって公表されていないというところがあります。その調査をするときにも秘密会のような感じでやっていく、それは申し出た人のプライバシーを守ることが第一に挙げられているんですが、現在調査制度の中で公表されている事件は7件挙げられております。

簡単に言うと、ファミレスで女性がレイプされて誘拐されて殺害された事件について、その国がきちんと対処しなかったということが挙げられています。それと、避妊薬の不承認。これはフィリピンですが、広範な販売制限が女性の性的及びリプロダクティブ・ヘルス・アンド・ライツを侵害しているというところでの訴えです。それからカナダでは、失踪や殺人を含む先住民族の女性が直面する深刻な暴力を徹底的に調査しなかったことで、条約上の重大な違反を犯したことが挙げられています。それからイギリスで、アイルランドの女性が合法的な中絶の権利を得るために、北アイルランド以外に赴くか、それでなければ子どもを産むことを余儀なくされた事例に関するもの。これは、イギリスのある地域では認められてないというところを訴える、中絶禁止という法律に対しての訴えというふうにあります。あとはキルギスタンでは略奪婚、それからマリ、これは民族的なことですが、女性の性器切除に関しては女性の健康を損なうものではないかという訴えです。南アフリカはジェンダーに基づく暴力というところで、こういった発生した事件について、司法がきちんとアクセスをしていない、国として動いてないということに対して国際的な訴えになっているというところなんです。

これは調査の事例ですが、訴えはたくさんあります。その中で調査に至ったものは非常に少ないというところになっています。よろしいでしょうか。

付け加えて言えば、この通報制度というのはあくまでも、日本であれば日本の国内法あるいは日本の制度、警察制度なんかも含めて、徹底的な調査が行われなかったということが明らかになったときに、初めて国際的な機関に訴えができるというところなんです。

○委員長（八尋一男君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

○議員（辻本美恵子君） ありがとうございました。

○委員長（八尋一男君） それでは次に、本市の女性に対する差別撤廃に向けた取組の現状を、執行部より説明をお願いしたいと思います。

それじゃあ、執行部、谷課長お願いします。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） それでは、請願第2号、女子差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願について、本市の女性に対する差別撤廃に向けた取組の現状を御説明いたします。

本市の女性に対する差別撤廃に向けた取組として、本市においては、平成10年にちくし

の男女共同参画プランを策定し、社会の変化に対応した取組とともに、今日まで男女共同参画の推進に向けた歩みを進めてまいりました。また、平成17年には、筑紫野市男女共同参画推進条例を制定、翌年に施行と、男女共同参画行政を推進するための法的根拠として位置づけ、本市の男女共同参画の実現に向けた積極的な取組を推進してまいりました。

しかしながら、令和3年に実施した男女共同参画に関する市民意識調査では、職場で何らかのセクハラを受けたことがあると回答した女性が20.6%という結果や、パートナーからの暴力の経験があると回答した本市の女性が28.4%といった調査結果が明らかとなるなど、女性に対する差別撤廃に向けた被害者支援の取組を充実させる必要があると重く受け止めておるところでございます。

このような課題があることを踏まえ、本市における女性差別撤廃に向けた取組としては、第3次ちくしの男女共同参画プランに基づき、女性が人権侵害を受けないような啓発の推進や、万一人権侵害を受けた際の被害者支援の取組等を重要な施策として現在取組を進めているところでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（八尋一男君） 執行部から説明を受けましたが、御質問のある方はいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） ないようですので、質問を打ち切ります。ありがとうございます。

それでは、ただいまから討論を行います。

請願第2号について、討論される方はありますか。

○事務局（井形光介君） 委員長、すみません。

○委員長（八尋一男君） ちょっと休憩します。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時24分

○委員長（八尋一男君） 休憩前に続き会議を再開します。

それでは、請願第2号について各委員から意見を求めたいと思います。意見のある方は挙手の上、発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 意見もないようでございますので、討論、採決に参りたいと思います。

ただいまから討論を行います。

請願第2号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。これにて討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

請願第2号を採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、請願第2号は全員一致で採択すべきものと決しました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時25分

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど審査を行い採択すべきものとした請願第2号は、国への意見書提出を求めるものでしたが、請願者から提出されておりました案文を基に作成された意見書案が副委員長より提出をされております。

お諮りします。本日の議題に意見書案についての件を追加し、審査日程を変更したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。本件を議題に追加し、審査日程を変更することといたします。

それでは、提出された意見書案について、事務局より朗読をお願いします。

事務局。

○事務局（井形光介君） 女子差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書案。

あらゆる分野における女性差別の撤廃をうたった女子差別撤廃条約の実効性を高めるため、同条約の選択議定書が1999年の国連総会で採択された。2023年時点で条約締約国189

か国中115か国が批准しているが、我が国はこれを批准していない。

この選択議定書は、条約で保障されている権利が侵害された場合、国内における救済措置を尽くした後に、個人等が女子差別撤廃委員会に通報し救済を求めることができることを定めるとともに、女子差別撤廃委員会が条約に定める権利の重大または組織的な侵害があるという信頼できる情報を得た場合に、当該国の協力の下で調査し、当該国にその調査結果を意見、勧告とともに送付する手続を定めている。この選択議定書を批准することにより、条約締約国は女性の人権侵害の救済と人権の保障をより強化することができる。

世界各国の男女平等の度合いを示すジェンダーギャップ指数、令和5年世界経済フォーラム公表において、我が国は146か国中125位であることや、政府の第5次男女共同参画基本計画において、新型コロナウイルス感染症の拡大によって配偶者等からの暴力や性暴力の増加、深刻化の懸念や女性の雇用、所得への影響等が顕在化したとの認識が示されていることなどから、日本の現状打開には選択議定書を批准し、女子差別撤廃条約の示す男女平等の実現を促進することが急務となっている。

日本政府は、女子差別撤廃委員会からの要請を受けて第5次男女共同参画基本計画では、女子差別撤廃条約の積極的遵守等に努めることや、女子差別撤廃条約選択議定書について諸課題の整理を含め早期締結について真剣に検討を進めると明記されているが、さらに具体的な取組を加速する必要がある。

よって本市議会は、国会及び政府に対し、女子差別撤廃条約の選択議定書を速やかに批准するよう強く要望する。

以上です。

○委員長（八尋一男君） この意見書案に対して、質疑、意見のある方は挙手の上発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） ないようでございますので、これで質疑、意見交換を打ち切ります。

これより採決を行います。

女子差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出の件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致でこの意見書

案のとおり委員会として決しました。

申合せにより、提出者については白石副委員長、賛成者につきましては上村委員、高原委員、山本委員、佐々木委員、赤司委員、そして私、八尋の6名ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。このとおり決定をいたしました。

ここでしばらく休憩をいたします。

————— ・ ————— ・ —————
休憩 午前11時30分

再開 午前11時30分
————— ・ ————— ・ —————

○委員長（八尋一男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、所管事務調査に入ります。

本年4月1日、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行されたことに伴う市の対応についてを議題といたします。

本件について、執行部から説明をお願いします。

嵯峨部長。

○総務部長（嵯峨栄二君） 改めまして、おはようございます。

本委員会に総務部といたしまして、所管事務報告2件、所管事務調査6件御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まずは所管事務調査、本年4月1日、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行されたことに伴う本市の対応についてということで、所管は人権政策・男女共同参画課でございます。

出席している職員御紹介したいと思います。

課長の谷でございます。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） 谷です。よろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 男女共同参画担当係長の末吉でございます。

○男女共同参画担当係長（末吉裕美子君） 末吉です。よろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） よろしくお願いします。

それでは、谷課長御説明をお願いします。

課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） それでは、所管事務調査、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行されたことに伴う市の対応について御説明申し上げます。

資料につきましては、法律の概要が分かる資料として、福岡県男女共同参画センターあすばるが発行した「NEWS Letter」及び厚生労働省の女性支援特設サイト「あなたのミカタ」を用意しておりますので、御参照ください。

まず、1枚目のNEWS Letterに記載のとおり、昨今の女性をめぐる問題の複雑化、多様化、複合化している課題に対応するために、今年の4月から困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行されております。

本法律は、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を、売春をなすおそれのある女子の保護更生を目的とする売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する民間団体の協働といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築しているものとなっております。

まず、本法律の目的、基本理念についてですが、女性の福祉、人権の尊重や擁護、男女平等といった視点を明確に規定し、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進することが、人権が尊重され、女性が安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与するという趣旨になっております。

次に、国、地方公共団体の責務として、困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務が明記されるとともに、教育、啓発、調査研究の推進、人材の確保、民間団体援助が努力規定とされております。

次に、基本方針、都道府県基本計画等についてですが、国においては基本方針、都道府県においては基本計画をそれぞれ策定することとされており、市町村においては基本計画の策定に努めることとされています。

次に、支援調整会議についてですが、支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、民間団体等により構成される会議を組織するよう努めることとされています。その横に記載の女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設につきましては、売春防止法に基づく婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設の名称を、新しい法律に基づき名称を変更したものでございます。

次に、民間団体との協働による支援についてですが、民間団体と協働して支援対象者の

意向を勘案しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等の方法によるきめ細やかな支援を都道府県において行うこととされています。

最後に、国、自治体による支弁、負担、補助についてですが、民間団体に対する補助規定が創設されており、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間団体に対して補助することができるように条文に明記されています。

右下に掲載されております厚生労働省ポータルサイト「あなたのミカタ」についてですが、このサイトはDVや性暴力といった困難な問題を抱える女性のための支援ポータルサイトで、支援情報や各自治体の相談窓口が掲載されています。このQRコードを読み取っていただきますと、もう1枚の別紙の厚生労働省のポータルサイト「あなたのミカタ」につながり、参考としてそのサイトのトップページを別紙資料として添付しております。

このサイトは令和6年の1月末から公開が始まっておりますが、本市においては窓口が未定であったことからこれまでは掲載しておりませんでしたが、6月27日の木曜日に本市の情報も掲載される予定となっております。

説明は以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

執行部から説明を受けましたが、質問のある方はお願いします。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 御説明ありがとうございます。あなたのミカタのを6月27日にしていただけるということで安心をいたしました。ありがとうございます。

何点か質問あるんですけども、何か女性の自立の支援施設というのがあると思うんですが、市内の女性の方で、そういうところに入ったほうがいいかなというような方の場合であっても、例えば若い方とかちっちゃな子どもさんがいる女性とか障がいを持つ女性が多くなかなかその入所につながっていない、3割ぐらいしかつながっていないという国のほうからの情報があるんですけど、その入所につながらなかった理由が、スマートフォンとか携帯電話の使用制限を上げる声があって、使ってしまうと例えばDVとかストーカーの加害者のほうがそこで居場所が突き止められるようなことがあるケースがあることで、そこに入ったほうがいいけど入るのを懸念するというような声があるというふうに聞いております。そういう携帯電話の利用が一律に制限、今もされているのか。それがなければ安全な場所に避難ができ、かつ、自立していかなければいけないので求職の支援とか自立するための職場への復帰など、いろんな社会参画に安全性を保ちながら持っていくことが大事だ

と思うんですけども、今もそういう通信機器の制限が実際あっているのか。ちょっと各地域で違うというふうに聞いたものですから、まずそれをお尋ねいたします。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） 今も通信機器の制限があっているというふうに聞いております。

○委員長（八尋一男君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） なかなか、そうですね、分かりました。じゃあちょっとまた考えたいと思います。

あともう1点、女性相談員の配置ですけども、今うちの市は結構長く本当に相談に乗ってくださっている職員さんがいることはよく分かっているんですが、ちょっと待ちがあったりとかいうのもたまに聞くんですね。県のほうもあるんですけど、どちらも時間が合わなかったり、相談がなかなかできないという声も一部聞いたりしております。実際本市において相談員の不足があっていないのか、待ち時間等の状況をお尋ねします。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） これまで実は本市においての女性相談員については、相談窓口のほうで令和4年度まで、確かに今山本委員言われるように一人体制でしたので、直接タイムリーに相談に来られた方が、もう相談の予約が入っているので日時をちょっとずらしてもらうとかいうようなことがあったのは事実でございます。こういった課題を受けまして令和5年度から相談員を二人体制にいたしまして、本市を頼ってこられた市民の方にできるだけパイを広げて相談体制を確保できるよう努めておるところでございます。だからといってこれで100%網羅しているわけではなくて、基本的に本市は月曜日から金曜日までの朝9時から5時までの間という時間に制限されておりますので、そこを補填するところで、筑紫地区で共同で委託をしておりますちくし女性ホットラインというところがありまして、そこで補填していただいて、本市の支援が必要な方の受皿を確保して、努めておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） よろしいですか。

○委員（山本加奈子君） はい。

○委員長（八尋一男君） ほかにありませんか。

上村委員。

○委員（上村和男君） 公共団体の責務の中に啓発、教育が挙がっていますが、教育委員会も考えるんだと思うんですけども、所管課としてどういうことを考えているかね。あるいは、まだ始まったばかりでしょうからどういう計画をつくりながら進めていくか、そういった点で当事者の意見だとかいろんな団体の意見を参考にしながら進めていただきたいというふうに私は思うんですけど、そういう準備はどんなふうに進んでいくのか、大体いつ頃にどんなことを考えていますみたいなのはあるのかね。

なければならないで、これから検討しますでもいいですが、検討しますと言ったら、さっきの話でもありましたが、どう検討したかと聞かれるので、証拠が残るようにしておいてくださいね。何もやらない答弁が「検討します」というんじゃないかな困るので。実際に困っている人たちがいるわけで、それに対する対応策ですから、ぜひどう考えているか、一言でも二言でもいいから言ってください。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） 教育、啓発についてですけども、困難な問題を抱える女性というのが、その当事者、その方には何も責任がなくて、周りの社会というんですかね、大きく言うと女性であるということによってそういったいろいろな困難を抱えるという社会課題を解決していくために、男女共同参画の実現という目的の中でいろいろな取組をしているところでございます。この法律ができる、できないにかかわらず、この大きな基本理念の下、本市においては教育、啓発をしておりますので、今回そういった理念をきちっと踏まえて、いろんなやり方はあると思うんですけども、教育、啓発というのはこれまでと同様に進めていくというふうに考えておるところでございます。

○委員長（八尋一男君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） すみません、さっき通信の制限があるというところですが、今回この法律が改正されて、今まで婦人保護施設と言っていたのが女性自立支援施設に変わったんですけども、それを言うなら、地域から隔離された保護施設ではなくて、社会参画を育む保護施設の設置が求められてくるんじゃないかなと思うんですけども、そういうことに対して所管課としての所見をお伺いしたいのですが。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） 山本委員の言われる考え方は大変理解できるんですけども、そういった保護が必要な女性の方というのはいろんなケースがある中で、取りあえずその今の社会から一旦隔離して、その方の命を守るという、そういった

た目的で、最終的には自立まで行くのが目標ですけれども、そのステップがあるというふうに理解しております。そこで通信規制を解除というのを一律にしてしまうことがどうなのかとかということもありますし、これは一応県の施設にもなりますので、その辺りの最終的な目標とその段階段階に応じた対応ということを切り分けて対応することも必要じゃないかなというふうに考えております。

○委員長（八尋一男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） それではこれで質疑を打ち切ります。ありがとうございました。
所管課入替えのため、しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時45分

再開 午前11時45分

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議題に入ります前に、嵯峨部長から出席職員の紹介をお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 続きまして、所管事務報告、会議資料のペーパーレス化事業についてということで所管が総務課になります。

出席している職員紹介いたします。

総務課長の前田でございます。

○総務課長（前田英徳君） 総務課長の前田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 総務課総務担当係長、市川でございます。

○総務担当係長（市川勝也君） 総務担当係長の市川です。よろしくお願いします。

○総務部長（嵯峨栄二君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） よろしく申し上げます。

それでは、執行部から説明をお願いします。

課長。

○総務課長（前田英徳君） 本年2月8日の議会改革推進会議におきまして、会議資料のペーパーレス化事業の概要を御説明を申し上げましたので、本日はタブレット端末の入札結果について御報告をさせていただきたいと思っております。

お手元の資料を御覧ください。

入札を5月9日に行い、ソフトバンク株式会社が落札をいたしております。契約内容につきましては、月額費用が税込み33万4,620円、レンタル期間は令和6年7月1日から令和11年6月30日までの5年間、60か月でございます。タブレット端末はアイパッドの10.9インチを158台、通信容量につきましては1月当たり200ギガバイトでございます。この200ギガバイトにつきましては、タブレット端末158台でシェアが可能となっております。1台当たりになると約1.2ギガバイトでございます。

端末の保守等につきましては、端末の紛失や盗難、また、故障、破損の際には新たな端末を提供いただけますこと、また、紛失や盗難がありました際には遠隔操作で端末の操作ができないようにロックをかけたり、データの消去も行うことができるようになっております。

なお今後のスケジュールにつきましては、資料の一番下のほうに記載させておりますが、既に3月に各課にタブレットの活用できる業務としてどのようなものがあるかというものの調査を行っております。続いて6月中旬にアプリケーションソフトでありますサイドブックスの入札、6月末から7月初旬にタブレットの納品とセットアップ作業、そして7月中にタブレットを配付をいたしまして操作研修、そして、併せまして使用基準等についても決定をいたしたいと考えております。

一人も取り残されることがないように、執行部と議会とが協力をして事業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君）　ただいま執行部から説明がありましたが、質問のある方はありますか。

高原委員。

○委員（高原良視君）　今資料を頂いて見ておるんですが、議活の資料の中から大分省略された資料になっていますね。本来ならば、これ逆なんですね。議活に出す資料とこの資料は本当は逆ですね。意味は分かりますか。議会活性化の中で入札はどこどこ業者がしましたとか、そういうのは必要ないでしょう。ここはその説明ですね。それが一つ。

もう一つ、根本的に、3月からずっと議論された、前の総務課長が「私がしました、こう取り組みます」と言った。実際的に言ったら全市的な取組で、今、課長は、各課で今対応していますというような、問題ないようなと言うのが、どういう取組をされているのか。

前の説明では、各課、それから各担当まで行くという説明だったですね。たしかそうだったよね。そういうふうなものがどういうふうにしてされているのか。じゃあ内容的な共有をするときに、担当の部分とその各個人の担当から各担当係、そういうところに資料を送ってつなぐのか、そういうものを含めての全体的な流れというのは。それと共有の問題、それはどういうふうにされるのか。

そして、ペーパーレス化と言われるが、じゃあどの程度、幾ら今年度どのくらい経費的に安くなるのか、翌年度どの程度になるのか。今年度は1億になります、来年度は2億になりますとか。そういうものの説明も私は欲しいと思います。それは費用対効果ね、当然ながら。

それと、我々議会としては、市全体的に決まった分について議会の対応は一つのぶら下がり、各部やらと一緒に私は思います。議会の中で特にするのは、委員会の資料まで含めて。けど一番は予算書、そういうものまでの取組がどういうふうな形でされようとしているのか、そういうものの説明が私は今日説明があるべきと。単なるこんなの1枚説明もらったって、委員会の説明にもなってない。根本的な……。初めて取り組んでいる分で、総務委員会の中でこれをしていくという分で、何の説明もないじゃんね。全体的にどう説明をしようとしているのかは我々何も伝わってこないし、説明がないから分からない。目的は、最後はどういうふうにしてしていくのか。先ほど言いましたけど、我々はしているのに、議案書から予算書まで、そこまで求めているのか、そういうものまで含めて今日いろんな説明があるんじゃないかなろうかと思っております。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○総務課長（前田英徳君） すみません、1点目の御質問に関して、もう一度お尋ねしてよろしいでしょうか。

○委員（高原良視君） 1点目、何を言ったかな。あの資料、資料が違うというの。

○委員（上村和男君） 資料のこれ、逆立ちしているという。

○委員（高原良視君） 資料は、ここ今出ていますよね、落札業者、ソフトバンク。議会活性化の中ではここには何業者か書かれていましたね、今、私、確認したんですが、活性化の資料の分の中で。議会活性化の中の部分はそういうのは関係ないけんね。総務委員会の中でそういうものは出てくるべきなの、筋的にね。筋よ、物の筋。と私は思います。議会活性化は、市の部分が決まった分の中の全体の中の一つが議会だからな。各部やらいろんなものがある中の市の分が一つと思います。

何でかといったら、じゃあ議会がどんどんどんどん要求して、あれもしろ、これもしろという分の中で、予算が組まれてないし、いろんなものをどんどん取り組んでいくといっても。そういうことでしょう、それを言っているの。

だから、基本的にどういう考えで進められようとしているのか、私は全市的なものになっているのかという心配をしております。何でかといったら、市のほうでは以前、決裁関係の分は全部これでしょうということで取り組みましたね。取り組みましたよ。それで取り組んだけど、尻すぼみになってもう全部終わったじゃない。だから、どういうふうにして、これが中途半端にならないようにされるのかということも心配もしているんですよ。

そして、今、それぞれの担当に1台置くということですが、なら今度はそれが、今それぞれの職員の皆さんは1台ずつ全部行っていますよね、別に。それが最終的には全部共有になるのか、そうしたら全職員が今持っている分と今度の分、タブレットの分やら含めて共有されるようになるのか。そういう先の見通しとかも含めて、どのように考えてあるのか見えない。この間説明を受けたときは分からなかった。今から取り組みますということでしたので、どういうふうに取り組まれるのか。もうここはそこを聞いたって、ああそうと何もないと思います。

○委員長（八尋一男君） 関連ですか。

○委員（上村和男君） はい。

○委員長（八尋一男君） 上村委員。

○委員（上村和男君） 私はこれ、市全体で取り組むことであろうと思っていますので、だとすると先ほどの高原委員の質問にはちゃんと答えていただきたいので、追加のようにして私のほうからお尋ねするのは、これを推進していく体制はどういうふうになっているのかと。

総務課が中心になって事務局を務めるとすれば、議会事務局からは誰かが行って、議会の分についてはこうですというふうにして、あるいは全課の課長たちが加わっているのか、それぞれの部から一人ずつぐらい集まって推進会議か推進プロジェクトか何かつくってやるとかしないと。総務課だけで事務局でやっているのか。手間暇かかるでしょう、そんなことやっている。だからどういう推進体制を取っているというふうにならないと、これだけのことをやろうとすると、できるんですかという。

そう聞いておきます。できるんですか、いつできるんですか、推進体制は整備しなくても大丈夫なんですか、議会事務局の職員は誰か呼び込んでいるんですかというふうに聞い

ているんです。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○総務課長（前田英徳君） 今御質問がありました内容についてお答えさせていただきたいと思います。

事業内容を十分に議論、検討をして進めていくという部分については重要であるということは承知をいたしておりますけれども、導入に際しましては、全国で既に多くの自治体が導入をしているという事実があること、また会議資料の電子化、ペーパーレス化を進めていくという部分で始めていくということで早期に導入をいたしたく、以前の会議のほうでこちらのほうから御説明をさせていただいたところでございます。

また、職員全体との共有化につきましては、アプリケーションソフトは個人貸与端末のほうからもアクセスが可能となっておりますので、その件につきましては全体での共有が可能と考えております。

また、費用削減効果、費用対効果の部分につきましては、議案書等の紙のコストの部分で申し上げますと、現在試算しているところでは年間20万円程度と考えておりますが、それに付随いたしまして、紙が減るということで不要になった書類の処分のコストが減ること、また、議案書等作成に係る人的なコスト、また、郵送が必要な資料等がありましたらその分のコストも削減されていくということで、全体的な事務の効率化、簡素化による経費の節減という部分につながっていくものと考えております。

それと、執行部に関してのタブレットの活用につきましては、先ほど事前に各課に調査をさせていただいておりますとお話をさせていただきましたけれども、その回答結果を基に今後また内容の調整、プラスアルファで削減できるものがないかという部分について、さらに精査をしていきたいというふうに考えております。

また、議会との執行部等の関係でございますけれども、議会側につきましては代表の方においでいただいて、執行部のほうと協議を進めていくという形で協力体制を取りまして進めてまいりたいと。ルールづくりのところも併せまして、その分についてはそのように考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） まだ残っていますね。推進体制をどうするかとか、いつからスタートするかとか、上村委員の質問。

課長。

○総務課長（前田英徳君） すみません。推進体制につきましては、今申し上げました議会との関係におきましては、議会の代表の方と協議させていただくということ、また執行部に関しましては、所管が総務課で進めさせていただいておりますけども、ルールづくり等につきましては企画政策のDX推進の担当等と協議をしながら進めてまいりたいと考えております。

○委員長（八尋一男君） 高原委員。

○委員（高原良視君） たった20万ね。私は議会の中でずっと言いよったの。ペーパーレス化して、こんな紙をいっぱい使って早くどうかならんかなと言ったの。何かもうちょっと、これだけして20万で、職員のいろいろな手間が省ける、コピーしたり何したりする手間が省けると。实际的に使うとしたら内部協議の中でも全部ペーパー使うわけだな。外部との協議の分についても、会議のときは全部するわけだな。何もペーパーレス化になってないね、实际的に。正直、活用がね。と私は思いますが。

議会の代表と協議するの。それ、どこで決まったのかな、議会の取組の分は。議活の中でそこまで決めたのかな。決めてないよね。議活の委員長さんがいらっしゃるけど、ふーんとされていますから、決めてないよ。そこまで決めてない。まずここがスタートだから。ここがスタートでしていかなと、議活の中のそこばかり飛び跳ねていってどんどんどんんするというものにはならないと思うよ。本当ここ今日がスタートよ、説明の。それをたったこれだけで簡単にぱっぱぱっと課長が説明しよるけど、ちょっと違うんじゃないの。

私言ったよ、最終的には予算書もするのと。そうしたら、予算書でも決算書でも、予算のときの資料も全部入れ込んでされれば、皆さんも事前の勉強とかいろいろされるわけよ。そういうものまで含んでいて、そんなのもうどうもないみたいだから、いろいろ研究はされるんでしょうけど、ちょっと何か、それで大丈夫ですかというのが私の声です。

○委員長（八尋一男君） 上村委員。

○委員（上村和男君） もう一度確認しますけれど、最初の高原委員の疑問とますます湧いているんですよ、今。このペーパーレス化というのは、議会のことなんですか。それとも市全体としてペーパーレス化を進めるという、そういう重大な転換というか改革のようなことになっていくんだろうと、そういう中で議会の分はこうですという話が議会改革の中では議論をされてするんだろうというふうに思っているんですが。本当にこれは市全体挙げてペーパーレス化というかタブレットを使った、あんまり好きじゃないですけど合理化です、これ、事務の合理化を進めていくような話になっているんでしょう、これ。

いや、だから、そういう推進体制がちゃんとあるのかねというね。一人も取り残さないというときに、それは職員の中の一人も取り残さないなら、それが一つで。議員の中の一人も取り残さないというのは、ちゃんと声の太いやつがいるから心配せんで、議会でも議活の中でそういう話はしていますから。そうすると市全体ではそういうことをどんなふうに議論されているのかね。そういう体制をどう構築していこうとしているのかね。

そうすると、全部で20万円ぐらいしか経費が削減されないようなことに、これだけ幾らか金をかけるでしょう、いっぱい。それだけの価値があるのかというね。そういうことを市挙げてみんなでどんなふうに議論されているのか、どう徹底していくのか。そういうのはどこでやっているの、総務課だけでやっているのかという。そうすると総務課が、議会の代表一人来てくださいとって一本釣りではよるのか、どこぞの課は来てくださいと一本釣りで行っているのかという。市全体でこういうプロジェクトか推進委員会をつくってやりますというふうにはなっていないというふうに理解しておけばいいんですか。今はまだないと、そういうのは。そういう体制は要らないという。

さっきの話だと、全国でもペーパーレス化進めているのでそういう事例を取り入れさえすればやれますというふうな課長の説明のように聞こえたんです、私は。そうすると我々議会もそれに当てはめさせられて、おまえらこれでやれという話かと。そんな簡単なことならいいなと思っていますが、それでできるんですか、本当に。

市民の人たちも窓口に来たりいろいろあって、市民の人たちも、言葉悪く言えば巻き込んでいくんですよ、これ。推進体制をきちっとしておかなくて説明もできなくて、今みたいな説明しよったら、何言っているのか分かりませんと言われますよ。税金使ってやるのでちゃんと説明ができるように。何がどう変わって行って、どういうことが市民サービス上はよくなりますというふうな、最後のところの説明はそこにつながらないと、あまりいい説明じゃないので。さっきから説明しているのは、どうもそうならないかもねという。なっていないと断定するとあまりきついので、かもねと思えるような節があるので、考え直していただくほうがいいかもしれないと思いました。

全体で取り組んでいるという節が見えてこないの。部長は、いや全体で取り組んでいますというような顔をしているんですけど、課長はそう思っていないみたいですから、どうやって取り組むのかなというのはずっと疑問なんですよね。ここまで来ると本当に疑問から不信になっていますから、私はね。そんなことで進むのかと。進む進まないではなくて、それで本当に市挙げての行政の改革のようなことにつながるのかというね。そんなことだ

と思っているものですから、これ。もうちょっと考えてお話ししていただければありがたいがなと。このままだと、まあこれは事務事業調査ですから変えてくださいといっても構わないんですけど、何だったんだ、これはということになりかねないので。

もうこれ以上言いません。

○委員長（八尋一男君）　せっかく二人の委員が言ってありますけど、もともと議会として、タブレット端末を導入して、そして災害時の問題とか、それとか災害時で委員が来られないときにはタブレットを利用しながらリモートで会議をやりましょうねとかいう形でのスタートであったんです。結果的にペーパーレスもありますよねと。前回の3月の議会のときには、セキュリティーの問題とか災害に強いスターリンクのキャリアを入れましょうとかいう形の議論をされました。そういうことについて何も触れなく、またこの7月中に使用基準の作成となっているけど、前の状態では9月のスタートというような形になったと思います。

そういう形を含めて、もう6月ですからあと3か月しかありませんけど、そういう形での計画に対してどうなっとるのかというような説明も不足しているかなというような形で、本当にたった20万円かというのは3月の議会のときもありました。それで1,400万円の予算はそれで通っておりますから今さら予算については言いませんが、本当にその20万の効果、それだけじゃないだろうなというふうに私は思っています。ペーパーレスになるということは、先ほど言われたように人が動かないわけですから、その分の紙代の節約とかいうような形も出てくると思います。

そういう形で、これ以上言っても言いようがないでしょうけど、もう少しその辺りを詳しく説明した内容を、後ほど結構ですから資料を出してほしいなと思いますが、いかがですかね。

部長。

○総務部長（嵯峨栄二君）　また御説明という形の資料をちょっと作成させていただきたいというふうに思います。

今回、全庁的ということではございますが、当然総務課を中心としてまずは考えて、DX推進担当と共にそういったタブレット端末を使ったペーパーレス化の事業ということでございます。議会のほうにも対応をお願いしたいという申入れは当然こちらのほうからいたしておまして、それを先んじてちょっとやってしまったということにはなろうかと思いますが、議会として体制をつくっていただいて、議会に関する部分は当然議会とお話し

しながら進めていきたいと思っております。

あと、高原委員からあった予算書等、こちらも当然入れる形で進めていきたいと思います。まずはどういった形でできるか、現状の予算書でいいのかどうかを含めて、そこは当然検討してやっていきます。簡単に言えば、例えば今のであればPDF化してまずはやってみるとか、予算書自体の構成を変えないといけないというところは当然、今度は財政課になりますけれども、そこを含めて検討するように今しております。

各課にどういった内容を、このタブレット、ペーパーレス化によってするかというのは、何度も申しますが調査をかけておりますので、今後そういった詳細は煮詰めていながら、20万円というのはあくまで初年度、主な議案書等で必ず削減できるだろうというところの数字になります。先ほど課長が申しましたように、人件費等、目に見えない部分もございますので、そういったところも算定しながら、どの程度の、効果という言葉が適切かどうかは分かりませんが、このペーパーレス化事業をするに当たって必要なところがどの程度なのかというところは当然検証していくということで3月のほうでも御説明をさせていただいておりますので、今後も引き続き、十分全庁的にお話ししながら、あと議会については議会での取扱い、そこはまた改めて議会のほうへ申入れをして、どういった体制でいきたいかということは申入れしながら進めていきたいというふうに思っていますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

○委員（高原良視君） 今日すると。最後か何かの項目……。

○委員長（八尋一男君） いやいや、もうそれは今日できないかもしれないから、また後日出してもらうという形で私は思っています。

まだあるとね、はい。

○委員（赤司祥一君） ちょっと細かなことというか、具体的なことすみません。2点伺いたいんですけど、一つがレンタル期間、5年契約になっていると思うんですけど、アイパッドとかは5年たったらまたもしかしたら全然違うものが出てきているかもしれない中で、その更新に関しては、1年更新、2年更新なのか、5年後、令和11年6月30日を終えた後の更新がどうなっているのかというのが一つ。

あともう一つ、月額費用33万4,620円というのが、4日前に議活で頂いた資料だと「（初期設定費用等を除く）」というふうに書いてありまして、ソフトバンクの落札金額2,375万5,600円マイナスこの33万4,620円の掛ける60、2,007万を引くと、大体初期設定費用等が367万ぐらいなのかなというふうに思っているんですけど、そうなってくると1台

当たり2万円以上の費用がかかるみたいな形なんですけど、そういう計算になっているのか。その初期設定費用等というところは、367万円、具体的に何にかかっているのかみたいなのところも分かれば教えていただきたいというのが2点目です。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○総務課長（前田英徳君） 初期設定費用についてでございますけども、初期設定の費用、158台に対しての金額がありますのと、S Eの作業の費用、また、有害情報の対策をするフィルターとしての費用が初期設定費用として委員仰せの約360万円ぐらいになっておるところでございます。

タブレット端末につきましては、5年ごとの更新で対応が可能というふうに考えているところでございます。

○委員（赤司祥一君） また次5年契約になるんですか。

○総務課長（前田英徳君） また5年たったときの状況によって、そのときに年数等対応していきたいと考えております。

○委員長（八尋一男君） 赤司委員はうなずいていますけど、どうも納得してないようだから、その辺りの資料も含めて出してください。

高原委員。

○委員（高原良視君） ちょっと一言だけ。この事業は、市全体の事業だから、総務委員会で所属すれば総務委員会の管轄、そこをきちっとしとかないかん。ただその中の一部分として議会の対応の部分については議活でするんですよ。そこを履き違えないように、きちっとしたルール化だけしとくと、あっち飛びこっち飛びになってもう整理がつかないようになると思います。よろしく願いしておきます、委員長。

○委員長（八尋一男君） はい。もうそれは皆さん、そのような形で共有したいと思います。

○委員（高原良視君） この間の資料は逆になっとったから。

○委員長（八尋一男君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） すみません、資料を出していただけるということでよろしいんですね。

○委員長（八尋一男君） はい。

○委員（山本加奈子君） なら、予算審査の資料で、総務の分、企画政策課の分といったらいろんな金額が書いてあるんですね、予算の中で。そこに対して今、これが終わりました

とかそういうのが分かれると非常に分かりやすいんですけど。その資料でできればお願いしてできたらいいなと思います。

○委員長（八尋一男君） 課長、よろしいですか。

○総務課長（前田英徳君） はい。

○委員長（八尋一男君） はい。

○委員（佐々木忠孝君） 手短に。別に詳細な資料を作っていただければ、このタブレット使用基準の中に、各部署の保管場所の基準がありますよね。必ず物理的に施錠できるところに収納しなさいとか、あとは月に1回あり高管理をして必ず総務に報告するとか、そういったあり高管理の基準とかも必要だと思います。紛失、盗難と簡単に書いてありますけど、あつてはいけないことだと思いますので。

○委員長（八尋一男君） これで質疑を打ち切ります。

もう12時を回っておりますので、次の議事に入ります前に休憩をいたします。じゃあ次の再開を13時からといたします。どうもありがとうございました。

休憩 午後0時19分

再開 午後1時00分

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議に先立ちまして、先ほど議案第36号、筑紫野市子ども医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定の件において、執行部から質疑に対する答弁の一部に発言を訂正したい申出がございました。

この申出を受けたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） そうしたら入室してください。

〔執行部入室〕

○委員長（八尋一男君） では、杉村部長からは御挨拶をいただいて、訂正の内容を説明願います。

○市民生活部長（杉村真子君） すみません、お時間を頂戴して申し訳ございません。午前中の筑紫野市子ども医療費の支給に関する条例等の一部改正に伴いまして、佐々木委員の質問に対しての答弁に訂正がございましたので、お時間を頂戴させていただきます。大

変申し訳ございません。

着座で失礼いたします。

○委員長（八尋一男君） それじゃあ、課長から。

○市民生活部長（杉村真子君） 続けてよろしいですか。

○委員長（八尋一男君） はい。説明をお願いします。

○市民生活部長（杉村真子君） 午前中、さっきの山本委員の質問に対しましては、夜間診療は無料と答弁をいたしました。その後、最後に佐々木委員から具体的に金額を示されまして、7,700円についても無料であるかという質問がございましたけれども、それにつきまして無料と答弁をいたしましたが、7,700円というのは夜間診療費ではなく、大病院、救急搬送病院をかかりつけ医の紹介状なしに直接受診した場合の選定療養費を指しているものと思われます。これにつきましては保険診療費ではございませんので、対象内の子どもさんであっても別途負担が生じます。ただし、真に緊急性が認められる場合は請求されないときもございますので、すみません、以上訂正をさせていただきます。大変申し訳ありませんでした。

○委員長（八尋一男君） 佐々木委員、よろしいですか。

○委員（佐々木忠孝君） はい。今のところ。

○委員長（八尋一男君） それじゃあお疲れさまでした。

○市民生活部長（杉村真子君） 申し訳ありませんでした。

〔執行部退室〕

○委員長（八尋一男君） 先ほどの件ですけど、後日会議録を精査の上、発言取消し部分については私委員長に一任をお願いいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） それでは、所管事務報告に入ります。

議題に入ります前に、嵯峨部長から職員の御紹介をお願いいたします。

部長。

○総務部長（嵯峨栄二君） 午前中に引き続きまして、総務部でございます。

危機管理課所管で、所管事務報告1件、所管事務調査2件ございます。

まず所管事務報告、筑紫野市国土強靱化地域計画についてになります。

出席職員紹介いたします。

危機管理課長、中村でございます。

○危機管理課長（中村昭治君） 中村です。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 危機管理課危機管理担当係長、永田でございます。

○危機管理担当係長（永田新太郎君） 永田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） よろしくお願ひします。

それでは、筑紫野市国土強靱化地域計画についてを議題といたします。

本件について、執行部から説明をお願いいたします。

課長。

○危機管理課長（中村昭治君） それでは、筑紫野市国土強靱化地域計画について御説明をさせていただきます。

委員会資料1ページを御覧ください。

まず、繰り返しになりますが、筑紫野市国土強靱化地域計画の位置づけについてでございます。

今計画は、国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として、令和4年7月に策定し令和6年3月31日で満了となったため改定を行っております。計画期間にあっては、令和6年度から令和9年度の4か年間とし、第七次筑紫野市総合計画の計画期間との整合を図っておるところです。なお、計画期間中であっても、施策の進捗や社会情勢、経済情勢の変化等があった場合には、必要に応じて計画を見直すことといたします。

次に、パブリックコメント実施後の修正点についてでございます。

まず、パブリックコメントは、令和6年1月4日から令和6年2月2日までの30日間実施をしております。意見としてお二人の方から御意見をいただき、2点の追記を行ったところでございます。

1点目の御意見が、計画の位置づけが図表で表記されていると分かりやすいのではないだろうかという御意見でございましたので、その点を第1章、計画の概要に計画の位置づけに図表を追記したものでございます。

ここで、お配りしております地域計画書を御覧いただきたいと思います。

記載のとおり1ページを御覧いただければと思います。

筑紫野市国土強靱化地域計画が、筑紫野市総合計画、地域防災計画と整合を図り、国の強靱化基本計画、県の国土強靱化の地域計画と調和を図りながら、各分野別計画の指針として位置づけられておるところの図表を追記したものでございます。

次に、2点目は、自然環境が有する多様な機能を活用するべきではないだろうかという御意見をいただいております。その点を、第3章、強靱化の基本的な考え方、3、基本的な方針の（3）地域の特性に応じた施策の推進において、「自然環境が有する多様な機能（グリーンインフラ）の活用」を追記したところでございます。

この部分については、計画書7ページを御覧いただければと思います。

一番最下段に追記したものとして、「自然環境が有する多様な機能（グリーンインフラ）の活用」「住み続けたいと思う本市の風景を残すため、自然環境が有する多様な機能（グリーンインフラ）の活用を考慮し推進する」と、全体的な施策の推進にあつての方針というところで位置づけを追記させていただいております。

以上2点以外につきましては、昨年の12月議会の本委員会において説明した内容の計画となっております。後ほど御確認をお願いいたします。

説明については以上でございます。

○委員長（八尋一男君）　ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君）　今度国のほうで令和5年7月に改正があったと思うんですけども、この中に、令和5年6月に議員立法により改正されたこの基本法の主な改正点が二つあるというふうに書いてありまして、1個目が国土強靱化実施中期計画の策定と、2個目が国土強靱化推進会議の設置というのが書いてあったんですけど、この分がどこにこの計画の中に反映されているのかというのが一つ。

もう一つが、国土強靱化の基本的な考えの中に、デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化とか、地域における防災力の一層の強化というのが今までになかったものだというふうに書いてあったんです、国のほうのガイドラインにですね。それがこの計画の中のどこに反映されているのかをお尋ねいたします。

○委員長（八尋一男君）　課長。

○危機管理課長（中村昭治君）　まず最初の国の中期計画等々については、国の基本計画を進めていく上での国が持つべき中期計画等々でありますので、地域計画にそのどの部分が反映しておるかということの御質問でございましたけど、そういったものについてはこの中には含まれていないというところでございます。

2点目、デジタル化の推進等々のことに対しましては、計画書の第4章のところ、8ペ

ページでございます。今おっしゃられていた部分は、2に、事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定という項目がございます。国のほうが今回の改定においてこれを、従前八つだったものを六つに集約をされてあるというところで、9ページの5に書いております情報通信サービス、ライフライン等々の部分であったり、デジタル化においてはそういったところ、情報通信ネットワーク、放送の麻痺等々の部分がその部分に当たるものだというふうな認識をしておるところです。

今回の計画は、繰り返しになりますが、国の見直しに合わせてリスクシナリオ等々の整合性を図った上で策定を行っております。

以上です。

○委員長（八尋一男君） よろしいですか。どうぞ。

○委員（山本加奈子君） ありがとうございます。

この23ページに、6－3のところに、地域コミュニティの活性化とあって、再び載せるという再掲で「8－2」と書いてあるんですけど、これ6－2、8－2……。 （「8－2がないじゃん」と呼ぶ者あり） そうなんです。だから6－2じゃないかなと。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） すみません、誤植でございまして、この再掲の8－2は正しくは6－2でございます。申し訳ございません。

○委員（山本加奈子君） 了解です。

○委員（上村和男君） どこ。

○副委員長（白石卓也君） 23ページです。23ページの6－3のところに、①で「再掲8－2」と書いてあるのが、6－2が正しい表示です。

○委員長（八尋一男君） それは、課長、指摘されないまで何も、間違っていましたとは説明しなかったわけですか。

○危機管理課長（中村昭治君） 申し訳ございません、誤植に気がつきませんでした。今の山本委員からの指摘で初めて認識をしたところです。

○委員長（八尋一男君） 分かりました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） ないようですので、これで質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

続きまして、所管事務調査、災害対策用備品及び備蓄品の配備状況についてという形で入りたいと思います。

本件について、執行部から説明をお願いします。

中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 災害対策用備品及び備蓄品の配備状況について御説明をさせていただきます。

委員会資料1ページを御覧ください。

初めに、避難所の記載をさせていただいております。一次避難所としては各コミュニティセンター、生涯学習センター、福祉避難所はカミーリヤ、二次避難所として市立の小中学校がございます。

（１）の備蓄品の内容及び数量についてですが、本庁ほか一次避難所、福祉避難所、二次避難所に保管しているものを表に記載しております。今回の数量につきましては、危機管理課で備蓄したものに加えて、各施設等である備品等も含めたものとなっておりますことを申し添えます。

まず、表の1段目に記載しておりますとおり、発電機については合計で26台、この発電機にあつては年に一度職員が点検を行っているところです。次にワンタッチテントが、それぞれに配置がありまして合計の333張り等々、表に記載しておるとおりの備蓄を行っているところと備品の保管があるというところです。

資料の2ページでございますが、上段の表も備蓄品の内容、数量で、生理用品等であれば合計で5,946枚、紙おむつ、乳幼児用が1,260枚、大人用420枚、食料としてアルファ米などを備蓄しておるところです。

次に、賞味期限（年度内に賞味期限を迎えるもの）を表に記載させていただいております。一番上のアルファ米、白米の個包装が令和7年度末までに賞味期限が来るものが500食から、11年度末までの部分の期限が750食、合計で3,050食あると、それぞれの年度末に賞味期限が来るものを表に記載しております。食料等にあつては、それぞれの賞味期限ごとに更新を図りながら備蓄を進めているところでございます。

説明については以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

高原委員。

○委員（高原良視君） 前に説明があったかもしれないけど、この賞味期限がある分の処分はどのようにしているのかな。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 賞味期限があるものにつきましては、それぞれの施設等を通じながら、必要なところがあれば申し出ていただいて配布をさせていただいたり、地域における出前講座等に持って行って、サンプルとしてお配りをしたりしております。それと、職員が災害対応等に当たる際の食料として、私どもであればもう賞味期限が切れたものをちょっと食させていただいておるような状況でございます。

以上です。

○委員長（八尋一男君） ほかにございませんか。引き続いて。

○委員（高原良視君） もう一つ。この備品とはちょっとずれるんですが、どこで聞いたらしいかなと思って。

今度の地震とかありますね、急な分で想像もつかないようなもの。私もこの辺では筑紫野市は大丈夫かなといつもみんな、市民の皆さんも同じようなことだろうと思うけど、もしも今年の正月からあんな大きな地震があったときの対応、私は、やっぱり訓練とかそういうもの、じゃあ出たときの対応、どういうふうな形ですか。今までしているのは、台風が来よるけん、梅雨のとき雨が強いからというふうな簡単な警備体制、配備体制でしょうが。もしものときに、そこの前に避難所をつくったり備蓄の分を持ってきたり、よそから応援物資を持ってくるとか、じゃあ社協も一緒になって対応せないかんですね、受入れ関係含めてね。病院の分はどうするのかとか、そういうときの訓練とか、そういうときはこういう動きをするんですよというのは、ああいうときにできているのかな。

だから訓練も私は1回でもしとったらいんじゃないかなと思ってね、5年か10年に1回でもね。そうせんと、おろおろおろおろするようなことが生じてくるんじゃないかなという心配もあるんですが、いかがでしょうか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 地震等をはじめとした大規模災害に備えまして、市のほうでは業務継続計画というものを策定しております。その中であっては従前、参集職員の状況を区分しながらそれぞれの配置をしていくというふうな計画にしております。今回、令和6年4月に組織機構の見直しもございましたので、現在その業務継続計画の見直しに係る作業を、所管課であります危機管理課のほうで今進めております。

今、高原委員がおっしゃっていただきました地震等に対する初動の体制についても、現時点においては危機管理課のほうの見直しの中で、そういった業務継続計画の中に一定盛り込むことを検討しております。そして盛り込んだ後に、今質問の中で出ました訓練等を含めた、実行を担保するような形を取っていきたいというふうに、現時点においては所管課のほうで検討を進めておるような状況でございます。

以上です。

○委員（高原良視君） よろしく申し上げます。

○委員長（八尋一男君） 委員長から一言ですけど、それはいつ頃つくられる予定なのか、そして、できたら作成の予定はいつか、それと、できたときには中村課長のほうから御説明をされるのか、それを確認したいと思います。

課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 策定にあつては、なるべく早い時期ということで、年度の上半期までには、9月いっぱいまでには一定の形ができればというふうに今進めております。あくまでも職員に対しての、職員における内部の業務継続計画としておりますので、どういった形で公表するのかということについては現時点では持ち合わせていないようなところでございます。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 佐々木委員。

○委員（佐々木忠孝君） 2点確認させてください。

昨年9月に頂いたこの一覧のときは危機管理課分しか入ってなかったと。それで、その後、全体的な管理をしますよ、十分に把握するようにしますということで、今回の分は他部署の分も入っているということでよろしいんですね。

もう1点が、先ほどの高原委員と委員長のあれにも関連するんですけど、この頂いた一覧表が全てで、これに基づいてBCPを。個人的にはこれ、具体的な一次避難所のどこに何がある、どこどこ小学校とどこどこ中学校に何があるという明細がなくても大丈夫なのかなという危惧はしておりますけど、これでBCPに基づいた行動ができるというふうに、この表でできるというふうに捉えてもよろしいんでしょうか。それとも、またこれに別に詳細な明細があるんでしょうか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） まず1点目の御質問ですが、説明いたしましたとおり、

今回の表に記載しております数量につきましては、危機管理課以外の他部署で備えてある備品等が含まれているというふうに御理解いただきたいと思います。

2点目でございますが、これは委員会の提出資料として全体を取りまとめさせていただいておりますので、私どもの手元では、それぞれのどこに何が置いてあるんだということについては把握した上で本集計を行ったというところでございます。

B C P——業務継続計画とはちょっと違うと思うかもしれませんが、災害対応の初動にあってはまず、市で備蓄しておりますこういう備品であつたり食料であつたり対応していきます。当然不足するものが生じてきますが、現時点においては国からのプッシュ型というのが速やかに行われることとなっておりますので、そういったところを活用しながら、また災害協定で、物資供給の協定を結んでおります企業、団体等がございますので、そういったところからの供給を受けながら災害対応に当たっていくというふうにしておるところでございます。

以上です。

○委員長（八尋一男君） いいですか。

○委員（佐々木忠孝君） 追加でいいですか。それでは、危機管理課のところには、例えばこの明細があるわけですね。何個ありますけど、これは本庁の何階のどこの部署に何個ある、例えばどこどこ小学校のどこに何がある、カミーリヤの何階に何があるというのは、全て明細がそろっているということですね。それはもう危機管理課で明細は把握してあるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 危機管理課が整備して備蓄しておるものについては、きちんと保管場所を、今、具体的に何階のどこに置いているんだというところまでは当然ながら整理して持ち合わせております。ただ、他部署については、どれぐらいの数量を持っておるかというような調査だけしかかけておりませんので、どこに片づけてあるかということについては、その所管課にも改めて確認して、危機管理課のほうで把握できるように今後努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（八尋一男君） いいですか。

○委員（佐々木忠孝君） はい。

○委員長（八尋一男君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） 去年の9月に出していただいた資料から合計のところだけを見ると、例えばマット類とかも999だったのが1,056になっていたり、結構増えていたり減っていたりしているところがあるんですけど、これはどれぐらいあればいいというような基準は。これ、増やすだけ増やしていく、どこまで増やすのかなとか、減った分の補充とかいうのはされるのかされないのか。基準で配置しているのかどうかを1点お尋ねするのと、もう1個が、2ページ目の一番上にある生理用品ですけど、これ、食べるものではないので賞味期限ではないですけど、消費期限が過ぎたものに対しての取扱いをどうされるのかお尋ねします。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 数量につきましては、備蓄計画に従って、まず筑紫野市の最大の避難者数を大体4,000人というふうに想定しており、それに対応できるものを危機管理課とすれば全てそろえていきたいという思いもある一方で、保管場所であったり、その費用であったりということがありますので、必要最低限のものを確保していきたいというふうに考えて今備蓄については努めているところです。長期にわたって使えるものにあっては、消耗した場合とか破損した場合については交換等を行うこととしております。

2点目の生理用品等、実際いろいろメーカーに確認いたしますと実質的な期限というのは設けられてないというふうになっておりますが、大体5年程度の期間ではなかろうかというふうな想定の中で、切れそうなものにあっては、先ほど食料のところでは高原委員の質問に答えたとおり、活用できるところに配布等を考えていきたいと思っているところです。

以上です。

○委員長（八尋一男君） ほかに質疑のある方ありませんか。

それでは最後に私からですけど、この1ページ目の発電機、年に一度点検という形で二次避難所15台。二次避難所だったら、5と11だから16と思うんですが、これは東小学校には配置されてないという理解でよろしいですか。

課長。

○危機管理課長（中村昭治君） この記載しております二次避難所の15台は小学校に配置しておるもので、中学校には配置がない状況でございます。施設によっては11個に対して2台保管しておるところが3校ございますので、合計15台というふうに記載をしておるところです。

○委員長（八尋一男君） すみません、再質問ですけど、理解に苦しむのは、東小学校の

体育館というのは水没するので、あそこは避難所として使えませんというのが我々の理解ですが、その辺りはどうなんですかね。

課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 二日市東小学校につきましては、現在、所管課を含めて、総合的にそういう水害に遭わないような対策についての検討がなされているというふうに認識をしております。まずはそういった状況を見据えながら、避難所開設に当たっての対応については適切に行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（八尋一男君） そうすると、取りあえず水没する可能性はあるけれども、この備蓄品については配備していると、こういう理解でよろしいですか。

課長。

○危機管理課長（中村昭治君） そのとおりでございます。

○委員長（八尋一男君） よろしいですか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） すみません、発電機なんですけど、今、中学校はなしと。なくて大丈夫なんですかね。ちょっと心配になります。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 小学校にだけ配置しておる理由といたしましては、これまで筑紫野市の災害等において、二次避難所として開設した部分につきましては小学校11校のみでございます。中学校を避難所として開設した実績が現時点ではないというところもございます。また、中学校にあつては小学校と近接しておるような、筑紫南中とかそういったところもございます。先ほど答弁いたしましたけど、危機管理課とすれば全てのところに配置をしていきたいという考えはございますが、まずは機会があるところを中心にということで進めておりますので、現時点では中学校に発電機等々を配置する計画というのは持ち合わせていないというような状況です。

以上です。

○委員長（八尋一男君） それでは質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

引き続き所管事務調査に入ります。

音声読み上げに対応した洪水ハザードマップの普及についてを議題といたします。

本件について、執行部から説明をお願いします。

課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 音声読み上げに対応した洪水ハザードマップの普及について御説明をさせていただきます。

委員会資料の1ページを御覧ください。

こちらは、国土交通省が運用しておりますハザードマップポータルサイトのトップページを上図で表しております。この図の右側、重ねるハザードマップ、住所から探す、現在地から探す、地図から探すというところで検索をかけますと、下の画面、今回ちょっと筑紫野市の一部を抜粋して記載しておりますが、地図データが表示されることになります。この中で、洪水ハザードマップというところをクリックして表示させて、調べたい箇所をクリックすると、赤枠で囲っております洪水によって想定される浸水深は0.5メートルから3メートル、この部分が音声読み上げ対応としての改良が今回なされております。

これは、ハザードマップのユニバーサルデザインに関する検討会の検討結果を踏まえて、水害ハザードマップの作成の手引きが令和5年5月に改定されたのに合わせて、国が音声読み上げ対応にポータルサイトを改良したものでございます。

本市のハザードマップにあつては現行配布しております部分、ホームページで公開しておりますものに関しましては、令和3年6月に作成をしております。また、公開型GISでのデジタルマップとしては令和5年4月から閲覧ができるように準備を進め、今運用を開始されているところでございます。現在のホームページで公開しているハザードマップやデジタルマップというところのハザードマップにつきましては、先ほど説明したような国土交通省が行っているような音声読み上げの対応とはなっておりません。

今後、全面的なハザードマップの作成見直し等々の機会において検討を進めるとともに、まず、他市でこの国土交通省のハザードマップのポータルサイトにリンクを貼り付けてある自治体等もございますので、同様の対応を本市でも行いたいと考えているところです。まずは国のサイトのほうを紹介することによって、こういう音声読み上げ対応に対応するように準備をしていきたいというふうに考えておるところです。普及にあつては様々な課題がありますので、所管課のほうにおいてまず研究を進めていきたいと考えております。

説明については以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございました。

ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありますか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 御説明ありがとうございます。

去年の6月に県のほうが市町村と共有して、目が不自由な方の協会とかの関係団体に周知を依頼したというふうに聞いておりました。そのポータルサイトの活用状況も踏まえて、これ、今度貼り付けるということですけど、うちの市役所のホームページに国のポータルサイトを貼り付けてくれるということですよ。そういうわけじゃないんですか。貼り付けて、そこから市民の、例えば障がいをお持ちの方が一緒に、目が不自由な御家族と一緒にこのポータルサイトに入ったら、ここ浸水していますよというようなものをそのサイトで見られるようになるということですよ。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 市で公開しておりますハザードマップのページにリンクを貼って、こういうふうな音声対応で確認することができますという説明文を、例ですけどそういったものと、この説明資料にありますポータルサイトのURLをリンク先として紹介し、こういうふうな読み上げ対応がなされて、自分の知りたい場所、お住いの場所の浸水深を音声で聞くことができますということを想定しております。

○委員長（八尋一男君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） ぜひ福祉課とも連携していただいて、そういうことができるようになるという周知等も併せてしていただけないものかと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 周知の手法にあつては、所管課だけにとどまらず関係する課と協力しながら効果的な手法につきまして研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（八尋一男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） これで質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

所管課入替えのため、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後1時37分

再開 午後1時38分

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、所管事務調査に入ります。

議題に入ります前に、嵯峨部長より出席職員の紹介をお願いします。

部長。

○総務部長（嵯峨栄二君）　続きまして管財課所管で、所管事務調査3件でございます。

まず、普通財産についてということになります。

出席職員紹介いたします。

管財課長の永利でございます。

○管財課長（永利俊美君）　永利です。よろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君）　管財課管財担当係長、橋本でございます。

○管財担当係長（橋本泰晴君）　管財担当係長の橋本です。よろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君）　どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君）　それでは、普通財産についてを議題といたします。

本件について、執行部から説明をお願いします。

課長。

○管財課長（永利俊美君）　それでは、資料1ページをお開きください。

普通財産について御説明させていただきます。よろしいですかね。

○委員長（八尋一男君）　いいですよ。

○管財課長（永利俊美君）　まず、普通財産の一覧表でございます。

普通財産の一覧表を御説明する前に、普通財産について御説明させていただきます。市が所有する財産は、行政財産と普通財産の2種類に分類されます。行政財産とは、公用または公共用に供し、または供することと決定した財産をいいます。普通財産とは、行政財産以外の一切の財産をいいます。具体的には、廃止された公共施設や施設跡地などがあります。また、行政財産は私権を設定することができず、目的外使用許可もしくは地方自治法上の行政財産の貸付けのみが行えるという点に対し、普通財産に関しましてはこういった制約はなく、市権の設定、貸付け、売払いができる財産でございます。

本市の普通財産は、約85万8,000平米あります。土地の形状等により活用が困難であるものが大半を占めております。今回記載しております一覧表の項目の詳細な一つ一つの説明は省略させていただきます。見方といたしましては、一番最初の行ですね、大字筑紫808-5、登記地目で宅地、現況が宅地と、登記地積1,216.63平米と、備考のほうには分かりやすく目印という形で、こちらが栗木住宅の裏面ののり面であるというふうな形で記

載しております。

それでは、施設跡地などの土地1,000平米以上の宅地、雑種地の、貸付け、売却の検討が可能なものを今回記載させていただいております。既に貸付け等を行っている土地については今回記載をしておりません。今後もしできる限り貸付けや売却などを行っていただけるよう検討を進めてまいります。

以上、説明を終わらせていただきます。

○委員長（八尋一男君） ただいま説明を受けましたが、質疑がある方はございませんか。

ないようでしたら、私が出しておりますから質疑をさせていただきますと、筑紫野市の財政計画の中には、計画的な資産の売却を進め、当分の間（10年間）の利用予定のない財産を把握し、貸付け等による有効活用を図ると、こういうふうになっているわけですが、こうした中において、当然課長は質疑を想定されとると思うんですけど、この旧ジャスコ跡地とかいったらもう30年ぐらいになつとるというふうに聞いておりますが、この辺についてのお考えはどのようにされていますか。

課長。

○管財課長（永利俊美君） 旧ジャスコ跡地だったり旧庁舎の跡地につきましては、3月議会におきまして遊休資産の活用として、旧庁舎跡地及びジャスコ跡地につきましては、コミュニティの区域やコミュニティセンターの在り方、あるべき姿について議論が行われている状況でございますので、それらを踏まえ、そのときの情勢に応じて検討していくと答弁をさせていただいたことから、そういった内容を踏まえて今後市としての活用方針が決まった際には改めて御報告させていただきたいと考えているところでございます。

○委員長（八尋一男君） ほかにございませんか。

上村委員。

○委員（上村和男君） そうだよねと分かったような分からんような気になってしまうんですよ。コミュニティのいろいろつくられていくという話だけが伝わってきているので、そういう、二日市の新しいコミュニティがつくられていく、そういうことになっているとこらの話はどうなっていくのかなというふうに。もう市民の人たちの話の中に出てくるので、話が出てきてから考えていますと言われると、まだ市当局自身がそんな範囲ですかと。あるいは、そういう話も来ているという話ではないんですね。（「それは管財は答えられん」と呼ぶ者あり）管財では答えられんのか。

では、管財に話は来てないのね、そういうのはね。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○管財課長（永利俊美君） 内容については、そういったコミュニティの建設等とかを含めてまだお話のほうは上がっておりませんので、詳細に決まりましたら、そういった活用方針とかを含めて検討していくというところで考えてございます。

○委員長（八尋一男君） 上村委員。

○委員（上村和男君） では、コミュニティで議論になっているようなことは、こういう土地については何の対象にもなってないというふうに理解したほうがいいですか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○管財課長（永利俊美君） すみません、補足説明させていただきます。

コミュニティの在り方とかそういった内容についての議論が行われているということは、管財課のほうにも伝わってきておるところでございます。

○委員（上村和男君） そうしたら、そういう候補地として取り沙汰はされていますがまだ正式には決まっておらずと、そのくらいの話にはなっているんですね。

○管財課長（永利俊美君） はい。

○委員長（八尋一男君） 高原委員。

○委員（高原良視君） 聞いていいかどうか分らんけど、庁舎の分ですね。庁舎、二日市の公民館があったじゃない、あれ、公民館の分を庁舎に利用しましたね。そのときに地元の区長会と覚書があるよね。そういうものは参考にいろいろされているんですかね。

○副委員長（白石卓也君） 関連していいですか。

○委員長（八尋一男君） 今の関連。

○副委員長（白石卓也君） はい。

○委員長（八尋一男君） 副委員長。

○副委員長（白石卓也君） 私が所管課に調査かけたら、区長会との覚書なんてありませんよと言われたんですけどね。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○管財課長（永利俊美君） 今の覚書の話等については、私のほうではちょっと把握をしてないところでございます。

○委員（上村和男君） じゃあ、ないか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○管財課長（永利俊美君） 覚書等については一度持ち帰りまして確認をさせていただき

ます。

○委員長（八尋一男君） ほかにございませんか。

みんなもやもやししながら、もう仕方ないかなと思ってあると思うんですが、さっきわざわざ財政計画の中でとこう説明したのは、市長の方針が決まらんからという形で待ちの姿勢じゃなくて、もう二日市のコミュニティの人たちも、これは何ができるかね、どうかしなよというのはもう議会報告会でも盛んに言われていることで、我々としてもその回答に困っているような状況ですよ。それはもう議員も市民も全く一緒の考え方で、30年間もほったらかされてどうなっているのと言われているのが実情です。

そうしたら、やっぱり管財課としては、市長、アンケートでも取って市民の人が望む方向はどこでしょうかねとか、市長が決めなければ私たちはとか、市民の人が決めてもらったらこの方向に行きますとかいう待ちの姿勢ではなくて、むしろ、自分たちとしてはこういうことを造りたいけど、本当に市民の声を聞こうとするんだったらアンケート取って、そしてこういう方向がいいんじゃないでしょうかということを経理に意見具申するのもあなたたちの仕事ではないかなと思うんですが、それについてはいかがですかね。

課長。

○管財課長（永利俊美君） アンケートの実施等も踏まえて御意見としていただいて、検討させていただきたいと思っております。

○委員長（八尋一男君） よろしくをお願いします。

これにて質疑を打ち切ります。

引き続き所管事務調査を行います。

本庁舎内における弁当販売事業者選定方法についてを議題といたします。

本件について、執行部から説明をお願いします。

課長。

○管財課長（永利俊美君） それでは、3ページをお開きください。

庁舎内における弁当販売事業者選定方法についてでございます。

まず、新庁舎移転後の過去に許可していた弁当販売事業者名は、しゃかりき、h o w l、ひだまり、h e i mの4者です。

次に、現在出入りを行っている弁当販売事業者名は、お弁当のあじや、菜根譚、天心園パン工房 p a n n e、はっぱねっこベーカリー、福祿飯店、クオリティサービスの6者でございます。

次に、庁舎における弁当販売の基準、条件等についてでございます。

まず、庁舎における弁当販売については、筑紫野市庁舎管理等に関する規則第7条第1号に基づき、許可を受けた弁当販売事業者が販売を行っているところです。なお、職員等が個人で配達を依頼しているものは対象外としております。また、就労支援を目的とした販売につきましては、内容の審査の上、販売の許可をしているところでございます。

次に、弁当販売事業者によるメニュー表などの配布物につきましては、同じく筑紫野市庁舎管理等に関する規則第7条第7号に基づき、記載内容等を審査の上、配布のみを許可しているところでございます。

最後に、許可した弁当販売業者様に対しては、原則として弁当の容器の回収を義務づけているところでございます。

以上、説明を終わります。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

説明を受けましたが質疑のある方はありませんか。

赤司委員。

○委員（赤司祥一君） 現在出入りを許可している弁当販売事業者は今六つ、6軒あるかと思うんですけど、僕の知る限りで、今、下の1階のところで12時ぐらいから売られているのでは2軒の方がいらっしゃって、前ちょっと聞いたんですけど中で売りたいというのが許可されなかったという事業者さんもいらっしゃったと。例えばあそこを何軒までと決めているとか金額の基準とか、そういう何かここに記載のないルールがあるんじゃないかなと思うんですけど、そこはいかがですか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○管財課長（永利俊美君） まず現在の状況についてでございますけども、現在販売を許可している事業者は、旧庁舎時代から販売を許可した事業者に加え、就労支援を目的としたものとして許可している事業者となっております。職員の福利厚生面を考えた場合、就労支援を目的とした社会福祉法人さるびあ会が運営する売店があり、それに加えて弁当販売事業者が6者となっていることから十分に確保されているというところで、新規の募集はお断りをしているところでございます。

ただし、将来的に弁当販売事業者が撤退されていくとなって、許可する事業者数が減少した場合には、地場産業の育成といった面も考慮した上での許可の検討が必要ではないかなと考えるところでございます。

○委員長（八尋一男君） 赤司委員、いいですか。

○委員（赤司祥一君） はい。

○委員長（八尋一男君） 高原委員。

○委員（高原良視君） 市内業者、私たち議会も注文しているのは市でされている方をしているんです。今課長さんが言われるのは、今、許可しとる分だけをずっとしてあとは受け付けませんと、いっぱいいっぱいですよというよりも、許可している分は、3月いっぱいであるかどうかというのは知りませんが、筑紫野市の業者の方がしたいというようなことがあれば、そっちのほうを優先するとかそういうものはできないんでしょうかね。商工会のほうにでもあなたたちちょっと協議されて、じゃあ今の規制の分をどうしようかとかいう問題も含めて、商工会が全部対応できるのかどうかは別としてよ。よその市も大野城市もそんなしてされているものね、ずっとあそこの広場で、ホールのところだね。そういうものも含めて、赤司委員が言われたのは地場産業ということでは言われているんですから、あなたたちもう少し検討の余地はあるんじゃないだろうかというふうに思います。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○管財課長（永利俊美君） 市内業者を優先するべき案件ですね。こちらはやっぱり地場産業の育成のための優先的な市内業者さんへの許可については検討すべき課題であると認識しておりますので、改めてそういったところも含めて検討してまいりたいと考えてところでございます。

○委員長（八尋一男君） 前向きな回答と受け止めました。よろしくお願いします。

ほかにありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 要らんことかもしれないんですけど、とても安いですよと思うんですよ、この販売している人たち。買うほうにしてみればとても助かるなと思うんですけど、何かあの価格で本当に大丈夫なのだろうかと、利益等ですね。要らんことかもしれないんですけど。ちょっとさっき赤司祥一委員もおっしゃっていたけど、価格とか何か変に競争し過ぎてそんなになっていたとしたらちょっと心配だったりするので、その価格の基準というのは別にないんですね。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○管財課長（永利俊美君） お弁当の価格の基準等々は設けておりません。その業者様の努力だと思います。

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

続きまして、所管事務調査を行います。

ふれあい広場のイベント等での活用における今後の方針や具体案についてを議題といたします。

本件について、執行部から説明をお願いします。

課長。

○管財課長（永利俊美君） それでは、4ページをお開きください。

これまでのふれあい広場の活用実績でございます。

令和元年度の活用実績は12件です。主な内訳は、消防団車両点検及び火災予防週間の防火パトロール出発式、環境課主催の環境フェア、農政課主催のちくしのボランティアのボランティア出発式、管財課主催の本庁舎の消防訓練でございます。

次に、令和2年度の活用実績は9件です。主な内訳は、消防団の車両点検及び火災予防週間防火パトロール出発式、文化・スポーツ振興課主催の移動図書館出発式です。

次に、令和3年度の活用実績は9件です。主な内訳は、消防団車両点検及び火災週間防火パトロール出発式、筑紫野市たばこ組合クリーンキャンペーンです。

次に、令和4年度の活用実績は6件です。主な内訳は、火災予防週間防火パトロールの出発式、二日市東コミュニティの文化祭、ちくしの森林ボランティアです。

なお、令和2年度から令和4年度につきましては、コロナ禍の影響により多くの予定されていたイベントが中止になっているところでございます。

次に、令和5年度の活用実績は13件です。主な内訳は、火災予防週間防火パトロール出発式、二日市東コミュニティ文化祭、ちくしの森林ボランティアや地産地消マルシェです。

次のページをお開きください。最後のページになります。

こちらにつきましては、ふれあい広場の運用基準です。令和5年度中にふれあい広場の運用基準について、市などが主催する行事や市民団体等が主催する市民参加型の行事のうち、市が共催または後援しているものについては、販売の使用を許可するよう見直しを行っているところでございます。

それでは、前のページにお戻りください。

次に、令和6年度の活用実績です。5月末時点で3件です。主な内訳は、農政課の緑の募金等でございます。

次に、今後のふれあい広場の活用の予定状況です。現在分かっている件数で12件です。

主な内訳は、火災予防週間防火パトロール出発式、ちくしの森林ボランティア、地産地消マルシェ、本庁の消防訓練などを予定しております。

以上、説明を終わります。

○委員長（八尋一男君） 説明を受けましたが、何か質疑がある方はいますか。

赤司委員。

○委員（赤司祥一君） 令和元年から6年にかけて少しずつ内容が変わってきているなどと思うんですけども、開会式とか出発式という市の主催のというのが、地産地消マルシェ以外は多いなという印象がありまして、広場を市民が使えるとか、例えば市民からこういう形で使わせてもらえないですかと要望みたいなのは来ているかどうかというのを教えていただきたいのが一つと、あと、さっきの弁当の件と少し重なるんですけども、キッチンカーを呼んで、お昼に市の職員さんも行けるし、市民もそこに来て何かを買ったりできるようなことはできないのかなと思ひまして、それを検討されているかどうか、できるかできないかも含めて御回答いただければと思います。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○管財課長（永利俊美君） まず要望につきましては、特に市民の方から使用したいという要望等は上がっておりません。

次にキッチンカーについてですけども、運用基準の中で、市が関わらない営利を目的としたイベント、販売会等の使用は禁止となっております。また車両の乗り入れについても、荷物等の搬入を除いて禁止となっております。また、運用基準に特に定めはありませんけれども、火を使った調理を行う場合のルールについても調整する必要があると考えておりますし、あと、防災ですね、あくまでこちらは防災広場になっておりますので、そういった車の制限等も検討しないといけないので、今すぐキッチンカーの導入というのは検討は考えてないところでございます。

また、民間だけのイベントの活用については、こちらも施設の運用基準に基づいてイベント等の許可を行っておりますけども、現在許可できるものは市が関わるイベント等に限定しております。民間のみで活用する場合は運用基準の見直しが必要のほか、庁舎の管理上支障がないことが前提となります。災害時の活用が最優先となりますので、イベント開催時に災害が発生した場合などの対策等について細かい基準を設けないといけないといった多くの解決すべき課題があると考えております。

ですので、キッチンカーも含めて民間の内容、参入も含めて、そのような問題があるの

で、そういったところを解決した上で進めるべきではないかなと考えているところでございます。

○委員長（八尋一男君） 赤司委員。

○委員（赤司祥一君） 凍結しましたが、もともと駐車場にしようとしていたというのが多分最も防災の観点からするとそれを害することなんじゃないかな。むしろイベントだったりそういうのは、災害が起きても、テントだったら外したりとか、多分キッチンカーだってすぐ出られたりもできるということを考えると、駐車場にしようとしていたぐらいだったんだから、そこは見直して、もっと市民に開かれた場所にするようなことを検討していったほうがいいんじゃないかなと思います。キッチンカーとか営利目的をどうするかというのは行き過ぎたりしないようにいろいろ検討は必要だとは思いますが、もうちょっと。地産地消マルシェも結局、要は営利目的というのものもあるんじゃないかなと思うし、もうちょっと柔軟にいろいろそこは緩和していけるんじゃないかなと思うので、ぜひ御検討をお願いいたします。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 山本さん、関連質問ですか。山本さん。

○委員（山本加奈子君） ちょっと関連なんですけど、やっぱり市民の方の広場でもあると思っているんですよね、市民の人が活用できる。ただ、営利目的であったとしても例えば使用料を少し頂くなりすれば、高くない感じの設定でもいいので、そういうことも検討する余地はあるんじゃないかなと思います。そうしたら少しは使用料が入ってくるし、営利目的でもあるのもいいのかなとは思いますが、その辺も含めてちょっと追加質問します。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○管財課長（永利俊美君） 車両の乗り入れについては、確かに災害時においてはすぐ動かせるという条件ではあり、おっしゃっていただいている例えばキッチンカーというのは火を使ったりするものもあります。災害のときにそこで火事が起きてしまったら車をすぐに動かせない状況とかも考えられますので、ふれあい広場という限定ではなくて、それ以外のところの平面駐車場とか、そういった幅広い活用方法を検討したらどうかなと思っておるところでございます。

使用料については、そういうところも踏まえて今後考えていきたいと思っているところでございます。

私のほうから以上です。

○委員長（八尋一男君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） すみません、さっき市民からの要望は特にないというふうに言われていたんですけど、そもそもこういう運用基準があることを知らない市民の人もたくさんいらっしゃるんじゃないかなと思うんですよね、市民団体の方で。そういう周知的なものはされているんですか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○管財課長（永利俊美君） 周知等は行っておりません。

○委員長（八尋一男君） 高原委員。

○委員（高原良視君） 3月議会の中で、駐車場をやめようというときに、議員のみんなからの意見の中で、開かれた分でいろんな形でいろんな催しを。今、既存の催しというのはお茶を濁したとかそういうぐらいの程度なので、もうちょっと活用していただくという議員のみんなの声もあった。だからやっぱり今この中でも出ていますよね、運用基準の見直し。もう今。運用基準を見直せばいいことだもんな。キッチンカーといっても、ちょっと庁舎のこの建物にべたっとつけんどけば、離しとけば別に。もう今キッチンカーというのはどこの催し行っても、昔はリヤカー、軽トラック、今キッチンカーになっとるものね。もうそういう時代ですから、少し私は検討していただけたらなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○管財課長（永利俊美君） 御意見としていただいて、また検討してまいりたいと思っています。いるところでございます。

○委員長（八尋一男君） 前向きな回答ありがとうございます。

○委員（上村和男君） 大事ですよ、民間活力云々と言っているんだったら。一番簡単なことだろうからね。

○委員長（八尋一男君） 以上で質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

○管財課長（永利俊美君） ありがとうございました。

○委員長（八尋一男君） 部門入替えのため、しばらく休憩をいたします。14時20分から再開します。

_____ . _____ . _____

休憩 午後 2 時06分

再開 午後 2 時20分

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、所管事務報告に入ります。

議題に入ります前に、宗貞部長がお見えですので御挨拶をいただいて、併せて出席職員の紹介をお願いします。

部長。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） お疲れさまです。企画政策部の宗貞でございます。

本日はカスタマーハラスメントに関する対応指針について報告をさせていただきます。
どうぞよろしくお願いいたします。

出席職員の紹介をさせていただきます。

人事課長の永田でございます。

○人事課長（永田貴也君） 永田でございます。よろしくお願いいたします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 人事課人事担当係長の中村でございます。

○人事担当係長（中村淳二君） 中村です。よろしくお願いします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） よろしくお願いします。

それでは、カスタマーハラスメントに対する対応指針の概要についてを議題といたします。

本件について、執行部から説明をお願いします。

課長。

○人事課長（永田貴也君） それでは、本日の総務市民常任委員会資料として配付をさせていただきます。資料に沿って御説明をさせていただきます。

まず、カスタマーハラスメントに対する対応指針、こちらお配りしておりますが、1 ページ目から順に説明をさせていただきます。

まず、「はじめに」という 1 ページ目の部分に関連してでございますが、この指針を策定いたしました背景について御説明をさせていただきます。

厚生労働省が示しております、事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用上講ずべき措置等についての指針におきましては、顧客等から

の暴行、脅迫、暴言、不当な要求などの著しい迷惑行為、いわゆるカスタマーハラスメントに関して、事業主は被害防止のための取組を行うことが望ましいとされております。

本市におきましては、職場におけるハラスメントの防止に関する規程というものを定め、カスタマーハラスメントを含むあらゆるハラスメントの防止の取組を行っております。今回その取組の一環といたしまして、カスタマーハラスメントに対する考え方や具体的な対応方法などをまとめ、社会問題化するカスタマーハラスメントから職員を守り組織として対応することで、組織上の損失や市民サービスへの影響を未然に防止するための指針として策定をさせていただいたものでございます。

続いて、具体的なこの指針の内容の御説明に入らせていただきます。

2 ページ目をよろしく願いいたします。

ここでは、カスタマーハラスメントの定義を示させていただいております。カスタマーハラスメントに関して、国においては明確な定義づけがなされておられません。それぞれの事業所の性質に合わせ定めるべきとされているため、本市におきましては、カスタマーハラスメントとは、市民や事業者の方々からのクレーム全てを指すものではなく、2 ページ目の中ほどに四角で囲んで記載をさせていただいておりますが、市民等からのクレーム、言動のうち、内容に著しく妥当性を欠くもの、または要求の内容に妥当性があっても、当該要求を実現するための手段、態様が社会通念上不相当なものであり、職員の就業環境が害されるものと定義づけをさせていただいております。また、著しく妥当性を欠く、あるいは手段、態様が社会通念上不相当であるという例といたしまして、2 ページ目の後半から3 ページにかけて示させていただいております。

次に、3 ページの中ほどからでございますが、実際に市民の皆様などから受ける言動がカスタマーハラスメントに該当するかどうかの判断をするための基準を、具体的事例を交えて示しております。安易に苦情イコールカスタマーハラスメントと判断することではなく、まずは相手の主張を傾聴することなど、丁寧に対応した上で判断することが前提であると考えておりますが、4 ページ目に記載しております具体的な事例、こういったことに該当する行為があればカスタマーハラスメントと判断をすることになります。職員に対する暴力的な言動だけでなく、長時間の拘束や繰り返しのクレーム、それからSNSへの投稿なども含め例示をさせていただいております。

また、5 ページ目と6 ページ目におきましては、カスタマーハラスメントを未然に防止するという観点で、市民の皆様などに対応する際の重要なポイントを記載をしております

ので、お読み取りいただければと思います。

続いて、7ページからになります。

実際にカスタマーハラスメントが発生した場合の対応についてを示しております。対応している職員だけの問題とせず組織として対応すること、職員の安全をまず優先をし対応することなどを基本といたしまして、9ページにかけてハラスメント行為別の対応例を示させていただいております。相手の方の態度や内容によって、対応の打切りあるいは警察への通報などを行うものとしております。

また、10ページには、管理監督職の役割という項目を設け、職場内研修を行い職員が共通認識に立ち対応を行えるように備えること、職員の安全を優先する対応を取ること、被害を受けた職員への配慮を行うことなどを定めております。

続いて11ページでございますが、カスタマーハラスメントに関する相談体制として、組織としての対応体制を記載しております。まず、ハラスメント防止対策相談員として4人の職員を任命し、個別事案への相談に当たり、対応が長期化するものや所管課での対応が困難なケースなどについて、部長級で組織をいたしますハラスメント対策委員会において市としての対応方針を協議する体制としております。

次に、12ページでございますが、カスタマーハラスメントの対応については、窓口や電話応対の中で発生する場合が大半であることが想定され、その場で対応する担当職員が適切に判断をし対応する必要があります。その手順をイメージとして表記をしております。まずは一次判断として、担当した職員が判断をし対応することになりますが、判断できない場合や対応する中で相手方の言動がカスタマーハラスメントに該当する状況になった場合は、二次判断として所属長の判断で、対応の打切りを含む職員の安全を優先するための措置を行うこととなります。また、困難な事案についての対応については、ハラスメント対策委員会での方針決定を行うという流れになります。

最後に、別に配付をしております資料でございますが、こちらのカラー刷りの1枚物の資料です。

カスタマーハラスメント防止のための啓発ポスターを作成をしております。このポスターに関しましては、今後庁舎内での掲示やホームページへの掲載などを行い、カスタマーハラスメント防止の啓発活動に活用してまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございました。

ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

佐々木委員。

○委員（佐々木忠孝君） 実際にこのカスタマーハラスメントというのは、本市において実例はどれぐらい起きていますか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○人事課長（永田貴也君） 実際に起きた事例として、申し訳ありませんが具体的な件数は把握しておりませんが、それほど頻繁に起きているようなことではございませんけれども、やはりこれまでも、職員への暴力行為があったとか暴言行為があった、あるいは、行政手続上どうしてもかなえられない手続に関して、繰り返し繰り返し何度も来庁されて、それをできるようにしてくれということで要望を上げられるとか、その中に暴言が交じってくるような事例は起こっております。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

ほかにございませんか。山本委員、いいですか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） こちらのポスターを庁舎内とかホームページには上げるということですけど、市民の方が、この間議会報告会があったときに、自分は正当なことを言っている場合にそれがハラスメントだと言われないようにしたほうがいいんじゃないかというような、ちょっとそれに近いような御意見があったんですけど、ここでいうと、2ページにある要求の内容に妥当性があっても、その手段とか態様が社会通念上不適当であればカスタマーハラスメントに当たるというような回答をすればいいのかなと今ちょっと聞きながら思ったんですけども、その考えでいいということですよ。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○人事課長（永田貴也君） はい。ただいま山本委員がおっしゃるとおりでございます。相手の立場に立ってというか、お互いがそれぞれの立場を考えながら対応していくことがまずとても重要なことだと考えますので、真っ当なことを言われてあっても、その手段、態様というところの部分が例えば暴力的なやり方であれば、やはり市としてもお受けすることができない、一度頭を整理されてもう一度話しましょうという対応せざるを得ない場合がございます。そういった意味で、何も話を聞かないということではなく、お互いに冷静になって話ができる状況でやり取りをさせていただきたいという趣旨で御理解をいた

ければと思います。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 副委員長。

○副委員長（白石卓也君） 何か職員の方に対する研修だとか教育だとか、そういうのが既に実施されたのか、それから、これから予定があるのかとかいうのがあったら教えてください。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○人事課長（永田貴也君） まず職員に対する研修についてでございますが、こちらの指針の10ページの管理監督職の役割の中にも記載をしておりますけれども、まずは各職場において、それぞれ職場の性質によって、起こり得るカスタマーハラスメントという中身が多分違うだろうということで、それぞれの職場で起き得るケースを想定しながら職場内での研修を行いましょうということで、4月から各職場で取り組んでいただいております。

また、これとは別の動きといたしましては、実は来月に予定しておりますが、管理監督者向けの研修、特にカスタマーハラスメントへの対応は管理監督職の役割というのがすごく重要になりますので、まずは管理監督者職員がしっかり共通認識に立てるように研修を行わせていただく予定にしております。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 上村委員。

○委員（上村和男君） その管理監督者の役割のようなことに関連するんでしょうけど、ときどき1階を通っていると大きな声出している人がいて、座って見ていると、なかなかしぶといなというのがあったりするんですが、ああいうときには、よその事例を聞いたりすると、ベテランの人が後ろから出てきて、「どうも、こちらへどうぞ」と言って別室に連れて行って警察に連絡すると、そういうふうに対応するというふうに。ある程度もう窓口後方のベテランが行って、「どうぞ、こちらへ。お話は私のほうで聞かせていただきます」と言って、相談室か何かに連れて行って警察が来るとなっているところもあると聞いていますが、そういう対応は考えていないんですか。

大体分かるでしょう、なかなかもうこれはらちが明かないなというのがね。ずっと見ていて、15分ぐらいいたことありますよ、どうなるだろうかなというね。そうすると窓口の人は本当に困っていて、直接窓口の人じゃなくて、少しベテランのような人もいて、長くかかっているんですよ。これはどうするのかというふうに見させていただいたことがあ

って。そういうときにはもう別室に呼んでいってしないと。窓口で、市民の人たちが嫌な思いをしているんですよ。職員の人も嫌な思いをしますけど、窓口に来ている市民の人たちが嫌な市役所だと思うので、そういうことのないように、「こちらへ」と丁寧に案内して警察呼べば済むことです。あんまりだね。別室に呼ばれると大体静かになって帰るんですよ。もう慣れている人ですから、すぐ警察が来るかもしれないと思ってね。いや、例えばそういう対応も考えておられるのか聞いておきたいので。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○人事課長（永田貴也君） 貴重な御意見としていただきたいと思います。ありがとうございます。

対応についてというところでございますが、個々のケースによってそれぞれ対応方法が変わってくるケースがあるのかなとは思いますが、警察に通報するという事例もこれまでございましたし、今後についても、必要であればというか、相手の方の言動が暴力的なものが見受けられた場合は警察に通報するということをためらわないようにしましょうという呼びかけを行っておりますので、そこについては今後もこの考え方で進めさせていただきたいとは考えております。

当然、まず一番大事なところといたしましては、対応している職員を一人にさせないというところで、周りの職員が必ず助けに入るだとかフォローに入る、あるいは、それでも収まらない場合は上司か所属長が対応する、方法として、先ほど上村委員がおっしゃられたような別室に連れていくだとか、ちょっと場所を変えましょうとかということも含めて、努めてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございました。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） すみません、この6 ページに録音機能がある電話機は録音できる状態にしておくところなんですけど、録音できない電話機があるのかなと。録音ができないところに、もしそういう電話があったときにちょっと心配になります。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○人事課長（永田貴也君） 現状で申し上げますと、今、市役所の本庁舎内に設置してある電話機については基本的には録音ができない電話機でございます。個別に録音機というのを電話に接続をしないと録音ができないという状況でございますので、今後電話機側の

録音機能については整備をしていくことを検討してまいりたいと考えております。

○委員長（八尋一男君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） これにて質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

部門入替えのため、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後 2 時37分

再開 午後 2 時39分

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

所管事務報告に入ります前に、杉村部長がお見えですので御挨拶をいただき、併せて出席職員の御紹介をお願いします。

部長。

○市民生活部長（杉村真子君） お疲れさまです。市民生活部の杉村です。午前中に引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

筑紫野市地域コミュニティ基本構想、基本計画の見直しについて、コミュニティ推進課から報告をさせていただきます。

別途資料がございますので、御覧くださいませ。

説明職員が自己紹介を行います。

○コミュニティ推進課長（吉田浩隆君） こんにちは。コミュニティ推進課課長をいたします吉田と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） よろしくをお願いします。

○コミュニティ推進担当係長（梅本裕貴君） コミュニティ推進課コミュニティ推進担当の係長をしております梅本です。よろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） よろしくをお願いします。

それでは、筑紫野市地域コミュニティ基本構想、基本計画の見直しについてを議題といたします。

本件について、執行部から説明をお願いいたします。

課長。

○コミュニティ推進課長（吉田浩隆君） それでは、所管事務報告、筑紫野市地域コミュ

ニティ基本構想、基本計画の見直しについてでございます。

資料の1ページをお開きください。

まず、見直しの経緯でございますが、筑紫野市地域コミュニティ基本構想は、策定から15年を経過していることから、現在のコミュニティ運営協議会の実情を踏まえ、各コミュニティ運営協議会役員と協議、調整を行いながら見直しを行うこととしております。また、第二次筑紫野市地域コミュニティ基本計画につきましては、これまでコミュニティの組織化支援を重点施策として取り組んでまいりましたが、現在七つのコミュニティにおいて組織化ができており、また、二日市コミュニティにおいて小学校区ごとにコミュニティ運営協議会を設立する動きが出てきたことから、基本計画についても見直しを行いたいと考えております。

それでは、これまでの二日市コミュニティの動きについて御報告をさせていただきます。

資料の2ページを御覧ください。

昨年から二日市コミュニティ運営協議会に携わる方々で、二日市コミュニティの今後の在り方について意見交換を行ってきた経緯がございます。二日市コミュニティに携わる役員や部会員、自治会長の皆様から意見聴取を行った結果、小学校区ごとにコミュニティ区域を設定し、それぞれにコミュニティ運営協議会を立ち上げる旨の意見が約9割ございました。また、先月5月18日に開催された二日市コミュニティ総会において、現在の二日市コミュニティ運営協議会を解散し、新たに小学校区ごとにコミュニティ運営協議会を設立するための協議会の設立について、議案の承認がなされたところでございます。

資料の3ページをお開きください。

今御説明いたしましたこれらの動きを受けまして、今後の市の方針でございますが、二日市コミュニティの再編を支援する方針とし、各支援について地域の意見を聞きながら協議、調整を進めることといたします。

当面の市の取組といたしましては、まず一つ目に、コミュニティ基本構想、基本計画の見直しに着手し、コミュニティ区域の再編やコミュニティ施策の方針決りを各コミュニティ運営協議会と意見交換を行いながら進めてまいります。2点目に、二日市地域の3小学校区ごとにコミュニティ活動拠点施設の整備について検討を始めることとし、コミュニティセンター建設予定地など地域の意見を聞きながら、必要に応じて用地取得を行うことといたします。

資料の4ページにつきましては、コミュニティ基本構想、基本計画の見直しスケジュール

ル案となっております。各コミュニティ運営協議会とヒアリングを行いながら、協議、調整を行う予定としております。今年度中に見直しを行い策定を完了する予定としており、議会に適宜報告をしながら進めさせていただきたいと考えております。

説明は以上となります。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 御説明ありがとうございます。

二日市コミュニティのところですが、この②の今後の市の方針の、地域の意見を聞きながら必要に応じ用地取得というところで、各自治会長さんとか、いろんな話合いで意見が出て、なかなか意見がまとまらない状況で、自分一人の意見で大事なことが決まってしまう、いいこともあると思うんですけども何かすごく責任を、今後それがどう影響するかとか、そういう不安もあるというような御意見も聞いたりしますので、ある程度市のほうもリーダーシップを取って、最終的には市が決めたことというふうに。意見も聞きながらの上でですね。そういう御意見も配慮しないと、なかなか自治会長さんたちも荷が重く感じている方も中にはいらっしゃるということをちょっと申し述べさせていただきたいなと思います。何かあればですけど、ちょっと御意見で言わせてもらいました。

○委員長（八尋一男君） 今のは。

○委員（山本加奈子君） いいです。

○委員長（八尋一男君） 高原委員。

○委員（高原良視君） 今お話を聞かせていただきましたが、見直しのスケジュールは今年度だけしかないよね。これの将来的なものは。三つというふうになっていて、実際どの程度考えてあるのか。6年度、7年度、8年度というふうなものになるのか。

三つというのは3館建てないかんことになるからな、言え。そうだろう。今考えたら、今のところは無理だしね、今のところは使っているからね。また天拝、二日市、北小の分という3館建てないかんよね。補助の問題もあろうしね。なかなか補助も筑紫野市は厳しい状況の中で、補助金が取れるかどうかというものもありましょうし、この年度のスケジュールといっても、あと、7年度、8年度、9年度どのような形で。もう分かれるというよりは3館一緒に建てないかんような話だね、今、二コ協で話されているのはね。スケジュール的にどうなるのかなと思って心配もするんですが、そのところの基本的な考え方

は持ってあるんですかね。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○コミュニティ推進課長（吉田浩隆君） 今、高原委員のほうから言われたハード面の整備というのは非常に財政的な支出を伴いますので、ここは確かに慎重な議論が必要だと思います。今、市のほうで地域の意見を聞きながら建設予定地については決めていく予定でございしますが、先ほど山本委員からもありましたように、ある程度市のほうがリーダーシップを取りながら、そういった財政的な支出の面も含めて、地域の方の御理解を得ながら最終的には決めていく必要があるのかなと考えております。

補助金の件に関しまして、今、市のほうで考えておりますのは、社会資本整備総合交付金というものを活用したところで整備を進めてまいりたいと考えております。こちらの補助要件につきましては、申請をしまして5か年度で整備を完了するというのが条件になってまいります。ですので、5年以内にどこまでの施設の整備ができるのかというところを市のほうも十分に精査した上で、今後事業に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） 上村委員。

○委員（上村和男君） もう一度おさらいのような気持ちでお尋ねしますが、地域コミュニティをつくっていく本来の目的とか、あるいは果たすべき役割のようなことをざっと思っただけで、地域福祉ですとか地域の防災ですとか、教育では地域の教育力のようなこともありますし、それから、2025年には地域包括ケアシステムをつくり上げると。そういうときのこの果たす役割のようなことがどうなっていくかと。そういう点でいくと、この構想を見直すとか計画をつくるというときは、5か年で何か完成するというならば、その中にどういうことが盛り込まれていくのか。

ここに出てきているのは、二日市のコミ協を三つに分けてしますというだけしか出てこないで、議会としてこれを、そうですねというふうには。これは事務事業調査ですからいいですけど、これが予算で出てきたら、何考えているんだ、君たちはと言われかねない中身なんですよ。あまりにも。

高原委員は優しいから、たった1年間かと。この1年のやつは、こう分けますというだけで、それも具体的には幾らかかるとかいう話もまだないですからね、これ。そうすると、まだいろいろ地元には御意見があって、市がリーダーシップを発揮してというけれど、市がリーダーシップ発揮していきよると、地元からやいやい出たら終わりですよ。

だから本当に、1番目に地域の合意形成を図りながらきちっといくということが大事ですが、2番目にコミュニティ運営協議会や地域コミュニティが果たすべき役割のようなことをきちっとさせておかないと。これでいくと何か、もう一つ建物を建てるか、二つ建てるかという、どこかに建てるということだけが主要な目的のように聞こえてしまうので、こんなものは認められません。私、一議員ですから委員として言うなら、こんなのがコミュニティの基本構想だとか、基本計画の見直しなどとは言わないと。

もともとみんながつくりましようと言っていたのをやるというだけのことで、本来課題だったことですから。そうしたら、このことを進めることで、もう少しコミュニティが持っている役割をこういうふうには果たしていけるようになりますという考え方とか理念だとか、あるいは、そのためのいろんな施策だとかいうものを結構積み上げてきていると思うんですよ。そういうものを盛り込んだものを提示しないと、これじゃあ何のスケジュールですか、これはというね。これは見直しのための提示じゃないですよ、説明の資料じゃないですよというね。だから、私は反対ですというのは、そこなんですよ。これで「うん」と言っているんですか、みんな、コミュニティの人たちは。コミュニティの人たちだって、積み上げてきていると思いますよ、いろんな活動をやっつてね。そういうことを基礎にしながら次の段階へというふうには何かでは見たような気がするのですが、それにはこれはなっていないので、また別のやつがあれば、それを見せてもらえばと思いますけども。このままだとちょっと、これは何の話ですかと。コミュニティの会館をもう一つ建てますという話だろうか、これはというね。そんなことを簡単に認められるか、目的もはっきりしないのにというふうになりますので、お願いしますね。

いろんな期待や構想の下にこの地域コミュニティはつくられてきていると思うんですよ。そして、進んだところを見本にしてという。山家から始まってずっとつくってきたはずなんですよ。2番目が山口だったような気がします。（「御笠」と呼ぶ者あり）御笠かね。ですから、そうやってみんな積み重ねながら、蓄積しながらきているので、一番蓄積していないのはあなたのところですかと言われかねないですよ、こんなことをやっているとね。

○委員長（八尋一男君） 課長から回答を求める前に、関連質問が高原委員からありますから。

○委員（高原良視君） このことは私どもが総務市民常任委員会の所管事務報告という形で受けるというよりも、今皆さん思いもあろうが、22人の議員がみんなやっぱりこのことについて思いがあるので、委員長のほうから、こういう大きな問題だから担当部署だけで

はということで、全体的な報告の中に入れてもらえんでしょうかということで、議長に申し入れられたらいかがかなと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（八尋一男君） 分かりました。言われることはごもっともだと思いますので、議長とも相談しながら……。

○委員（上村和男君） いえ、自分でここで受けるのが筋ですよ、まず。

○委員長（八尋一男君） ええ、まずね。

○委員（上村和男君） 受けてみて、もう少し中身をきちっとされたいと思うんですよね。

○委員長（八尋一男君） じゃあ課長からちょっと、今、上村委員の質疑に対して。課長。

○コミュニティ推進課長（吉田浩隆君） 非常に私どもも今後、コミュニティの在り方については、いろいろ課題もありますし、大きな可能性を秘めているというふうに考えております。その中で、今回の基本構想の見直しというものは、15年前にこのコミュニティを立ち上げるときにつくられた構想ではありますけれども、今各七つのコミュニティ運営協議会でそれぞれ、地域の課題に地域の方々が真剣に向き合って、解決に向けて取り組んでいただいております。今、私たちができる支援は何なのかというのをいま一度見直す意味でも、この基本構想という見直しが私は必要だというふうに考えております。

その上で、昨年度末に各コミュニティ運営協議会で現状についてアンケートも取らせていただいております。役員の皆様は様々な意見持っていっぱいます。非常に前向きなお考えをお持ちの方もいらっしゃいますし、非常に苦しい中でも何とか取組を続けていらっしゃる方、いろんな方がいらっしゃいます。そういった思いを今後どういうふうにこのコミュニティ施策に反映していくのかということをして市のほうは考えていかなければならないんじゃないかと私自身考えておりますので、その辺を踏まえて今回の見直しはさせていただきたいというふうに考えております。

そしてまた、コミュニティ活動の拠点施設となるコミュニティセンター、もしくは、コミュニティセンターじゃないかもしれませんが既存の施設をそういった拠点の場所にされるという御意見もあるかもしれませんが、そういったところも踏まえて、市のほうでどこまでの支援ができるのかということをして、これから地域の皆様の御意見を聞きながら進めさせていただきたいと考えていますので、ぜひとも御理解のほどいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（八尋一男君） 部長。

○市民生活部長（杉村真子君） 先ほど課長が申し上げましたが、今からスタートするという形になっておりますので、今日は一旦、今スタートということで報告をさせていただきますと考えております。今後また何かございましたら、議会、委員会のほうにも報告をさせていただきながら進めてまいりたいと思っておりますのでございます。

以上です。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございました。

部長、課長からも、私の受け止めは、行政がリーダーシップを発揮して、そして、市民、また七つのコミュニティ協議会の役員の意見を取り入れながら基本構想をやっていくと、見直していくという形で受け止めたので、委員会としても逐次これについては報告を受けながら、また我々の意見を言いながら、協議をさせてほしいなというふうに思っていますので、よろしくお願いをしたいと思います。

これで質疑は打ち切ります。ありがとうございました。

○市民生活部長（杉村真子君） ありがとうございました。失礼いたします。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございました。

〔執行部退室〕

○委員長（八尋一男君） 以上で本日の議事は終了いたしました。

これをもって総務市民常任委員会を閉会いたします。

閉会 午後2時57分